富士宮市下水道事業経営戦略（案）

令和 9 年度～令和 18 年度



令和〇年〇月

静岡県富士宮市

はじめに

【目次】

第 1 章　経営戦略改定の背景及び目的 1
1.1　下水道事業を取り巻く環境 1
1.2　経営戦略改定の経緯 1
1.3　経営戦略期間 1
1.4　経営戦略の位置付け 2
第 2 章　下水道事業の概要 3
2.1　公共下水道事業の概要 3
2.2　農業集落排水事業 5
2.3　人口、世帯数の推移 6
2.4　富士宮市下水道事業の現況 8
第 3 章　将来の事業環境 26
3.1　行政区域内人口の見通し 26
3.2　下水道処理区域内人口の見通し 26
3.3　水洗化率の見通し 28
3.4　水洗化人口及び有収水量の見通し 30
3.5　使用料の見通し 32
第 4 章　経営の基本方針 34
4.1　経営課題 34
4.2　経営の基本体系 35
4.3　基本方針・基本施策 36
第 5 章　投資・財政計画 38
5.1　投資（建設改良費） 38
5.2　財源 44
5.3　投資以外の経費（維持管理費） 49
5.4　財政収支の予測 55
第 6 章　今後の取組 59
6.1　下水道計画区域の見直し 59
6.2　使用料の改定 59

6.3　広域化・共同化 59
6.4　「水の官民連携（ウォーターPPP）」導入の検討 59
6.5　資産の活用 59
6.6　投資以外の経費 59
第 7 章　経営戦略の事後検証・更新に関する事項 60
7.1　経営戦略の事後検証 60
7.2　経営戦略の更新 60
第 8 章　経費回収率向上のためのロードマップ 61
8.1　経費回収率の向上 61
8.2　水洗化率の向上 61
8.3　有収率の維持 62
8.4　ロードマップ 63
第 9 章　用語説明 64

第1章　経営戦略改定の背景及び目的

1.1　下水道事業を取り巻く環境

下水道は、公衆衛生の向上及び都市の健全な発展に寄与し、あわせて公共用水域の水質保全や浸水の防除に資するために欠かすことのできない公共性､公益性の高い都市基盤施設であります。

我が国の下水道は、高度経済成長期以降、都市化の進展や産業の急速な発達等に伴う衛生問題や水環境問題の解決のため、短期間で整備が進められてきましたが、今後は施設の老朽化による改築・更新需要の増加に加え、人口減少等による収入の減少も見込まれており、下水道事業をめぐる事業環境は厳しさを増しつつあります。

これらの課題に対応するため、総務省は経営の基本計画である「経営戦略」の策定を要請し、課題への早期対応を推進しているところです。また、経営戦略は、毎年度の進捗管理や 3～5 年毎の改定を通じて、PDCA サイクルを確立していくことにより、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に資するものとなります。

1.2　経営戦略改定の経緯

令和 2 年 4 月 1 日より公共下水道事業と農業集落排水事業は地方公営企業法の適用により、下水道事業として公営企業会計に移行し、財政状況の見える化を図るとともに、健全で効率的な経営を実現するために、令和 4 年 3 月に「富士宮市下水道事業経営戦略（経営戦略期間：令和 4 年度～令和 13 年度)」を策定しました。

公共下水道の処理施設である星山浄化センターは供用開始から 44 年、農業集落排水処理施設は供用開始から 25 年を迎え、今後はさらなる老朽化による修繕費等の維持管理費の増加に加え、改築・更新需要による建設費の増加も見込まれます。

このような状況の中、経営の効率化と合理化を図り、事業を安定的かつ持続的に進めるため、現行経営戦略の検証及び評価を行い、経営基盤の強化及び財政マネジメントの向上を図るために経営戦略を改定するものです。

1.3　経営戦略期間

本経営戦略は、将来にわたり安定的に富士宮市下水道事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画であり、前回経営戦略の中間評価・改定であることを踏まえて、令和 9 年度から令和 18 年度の 10 年間を計画期間とします。

1.4　経営戦略の位置付け

富士宮市下水道事業経営戦略は、「第 6 次富士宮市総合計画」の基本方針を実現するため、「汚水処理施設整備計画（アクションプラン）」や「下水道ストックマネジメント計画」などの既存の計画の内容を反映した今後 10 年間の下水道事業の運営を示す経営の基本計画です。

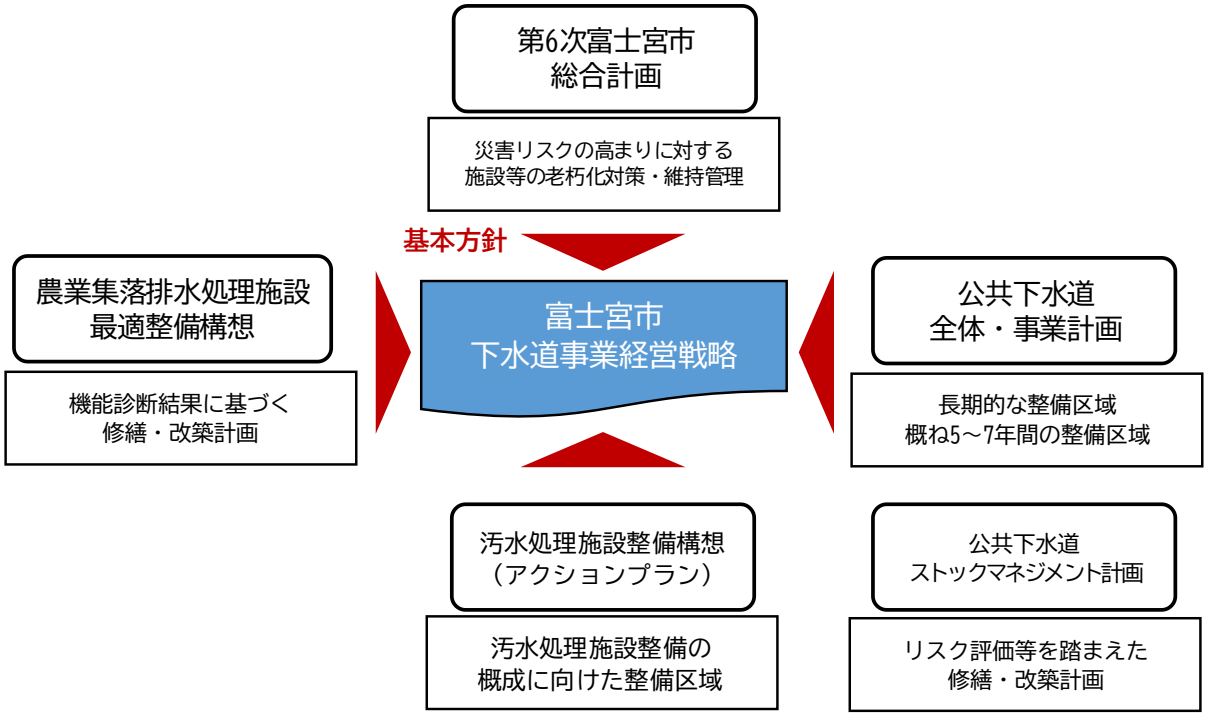


図 1-1　本市の既存計画と本経営戦略の位置付け

第2章　下水道事業の概要

2.1　公共下水道事業の概要

公共下水道事業は、公衆衛生の改善、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を目的として、市街地中心部を対象に昭和 45 年 10 月に事業認可を取得し、下水道整備に着手しています。昭和 57 年 4 月には、星山浄化センターの供用を開始し、事業を推進しています。

全体計画区域面積は約 2,747.5ha、事業計画区域面積は約 1,816.8ha となっており、令和 6 年度末時点の整備面積は約 1,519.5ha（83.6%：対事業計画区域面積）となっています。

表 2-1　公共下水道事業の概要

項目		全体計画	事業計画	実績値（令和7年度末）
建設事業開始年月日		昭和45年11月24日		
供用開始年月日		昭和57年4月1日		
計画目標年次		令和32年度	令和12年度	－
計画区域面積（ha）		2,747.5	1,816.8	1,525.0
人口（人）	行政区域内人口	96,300	119,200	125,124
	計画区域内人口	73,100	69,290	68,640
	水洗化人口	－	－	61,378
水洗化率（%）		－	－	89.4%

出典：公共下水道事業全体計画（令和6年度）・事業計画（令和5年度）、決算統計

表 2-2　星山浄化センターの概要

項目	全体計画	事業計画
位置	富士宮市星山字風腹	
敷地面積（㎡）	43,600	
処理能力	58,400㎥/日	45,950㎥/日

表 2-3　山本ポンプ場の概要

項目	全体計画	事業計画
位置	富士宮市山本字法曲	
敷地面積（㎡）	1,280	
能力	8.1㎥/分	6.0㎥/分



星山浄化センター



山本ポンプ場

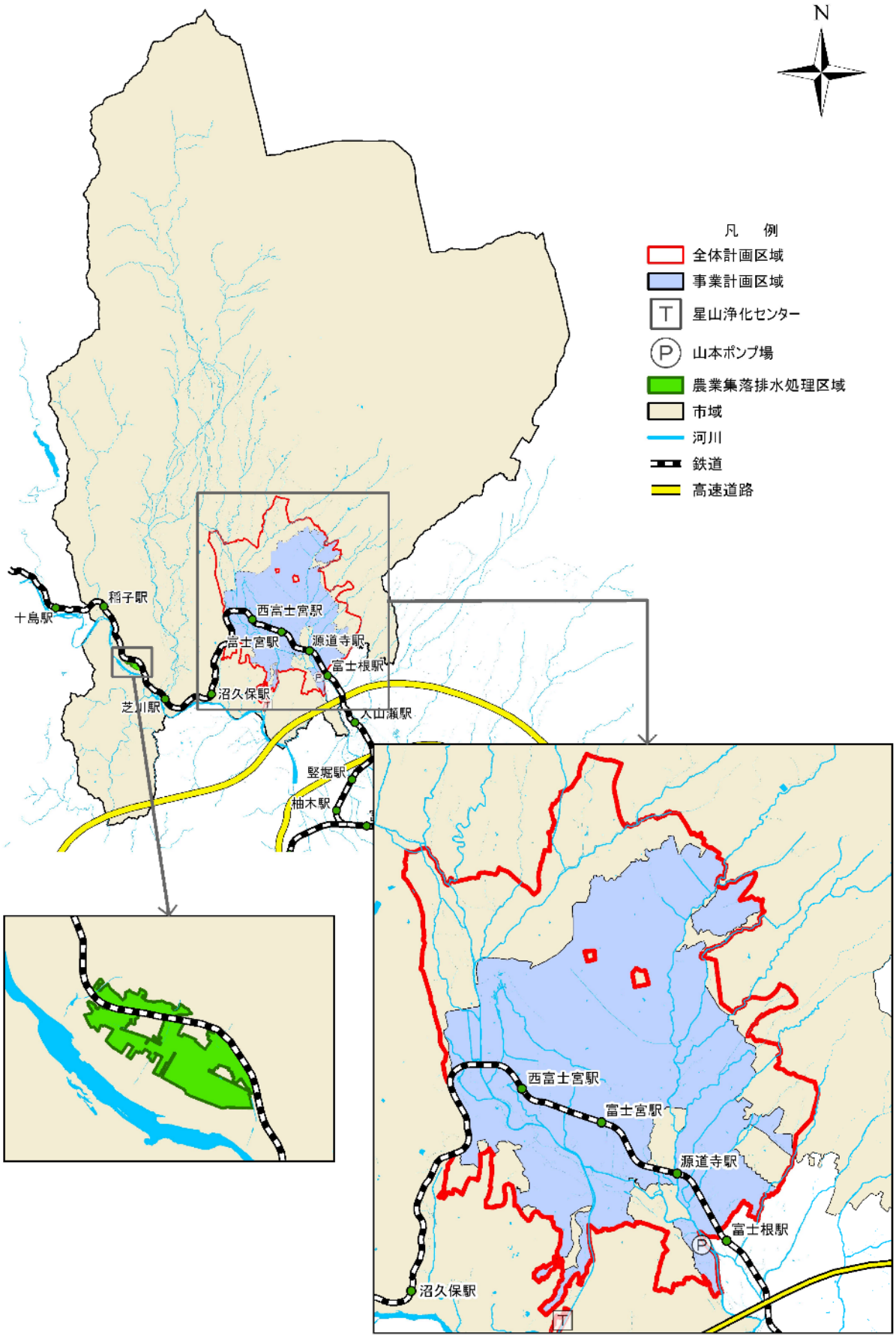


図 2-1　公共下水道区域及び農業集落排水処理区域図

2.2　農業集落排水事業

本市の農業集落排水事業では、上長貫地区の農業集落を対象に農業用の用排水路の水質の汚濁を防止し、農村地域の健全な水循環に資するとともに、農村の基礎的な生活環境の向上を図ることを目的とし、平成 8 年に事業着手し、平成 13 年 4 月に供用を開始しています。

表 2-4　農業集落排水事業の概要

項目		計画値	実績値（令和7年度末）
建設事業開始年月日		平成8年6月17日	
供用開始年月日		平成13年4月1日	
人口（人）	行政区域内人口	119,200	125,124
	計画区域内人口	240	107
	水洗化人口	－	107
水洗化率（%）		－	100.0%

出典：決算統計

表 2-5　上長貫農業集落排水処理施設の概要

項目	計画値
位置	富士宮市長貫字中川原
敷地面積	512㎡
処理能力	64.8㎥/日



上長貫地区農業集落排水処理施設

2.3　人口、世帯数の推移

(1)　行政人口及び世帯数の推移

行政区域内人口は減少傾向にあり、令和 3 年度の 129,654 人に対し、令和 7 年度は 125,124 人と 3.5%減少しています。一方、世帯数は増加傾向にあり、令和 3 年度の 57,676 世帯に対し、令和 7 年度は 59,917 世帯と 3.9%増加しています。世帯当たり人口は、人口の変動に比例して減少傾向にあります。

表 2-6　行政人口、世帯数及び世帯当たり人口の推移

項目		2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
行政人口（人）	実績	129,654	128,706	127,558	126,348	125,124
	前年比	-	-0.7%	-0.9%	-0.9%	-1.0%
世帯数（世帯）	実績	57,676	58,410	58,973	59,459	59,917
	前年比	-	1.3%	1.0%	0.8%	0.8%
世帯当たり人口（人／世帯）	実績	2.25	2.20	2.16	2.12	2.09
	前年比	-	-2.0%	-1.8%	-1.8%	-1.7%

※各年度末現在　　資料：統計センターしずおか「住民基本台帳月報」

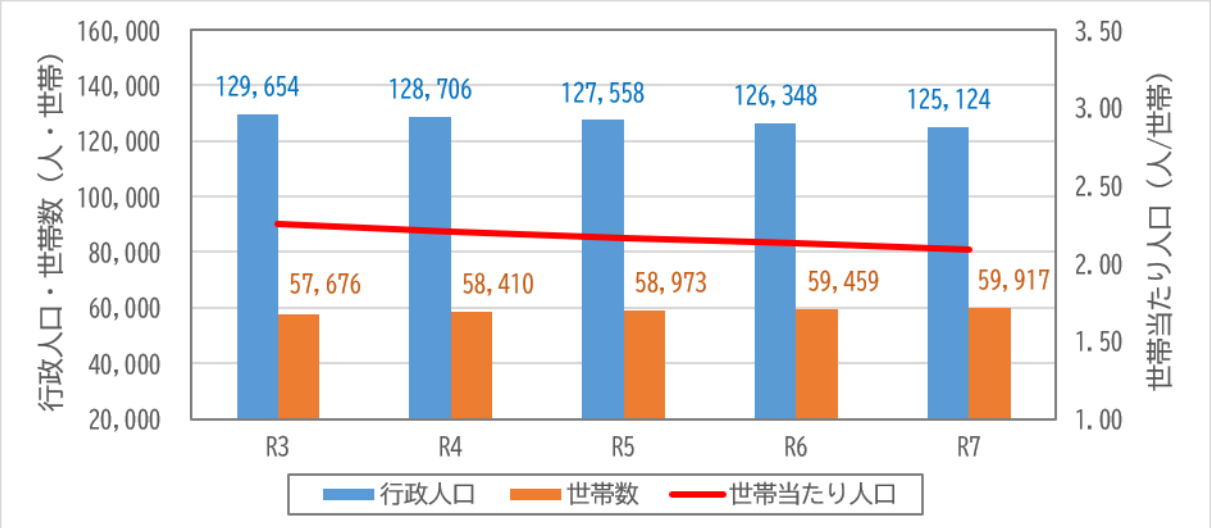


図 2-2　行政人口、世帯数及び世帯当たり人口の推移

(2)　処理区域内人口の推移

公共下水道事業、農業集落排水事業いずれも、処理区域内人口は行政人口と同様に減少傾向にあります。また、前年比を見ると行政人口の減少率と比較して公共下水道事業の処理区域内人口の減少率が低いことがわかります。これは、市街地に公共下水道事業の処理区域内人口が集約されていることが要因と考えられます。

表 2-7　行政人口及び処理区域内人口の推移

単位：人

項目			2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
行政人口		実績	129,654	128,706	127,558	126,348	125,124
		前年比	-	-0.7%	-0.9%	-0.9%	-1.0%
処理区域内人口	公共下水道事業	実績	70,425	69,952	69,455	69,039	68,640
		前年比	-	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.6%
	農業集落排水事業	実績	123	122	113	111	107
		前年比	-	-0.8%	-7.4%	-1.8%	-3.6%

資料：統計センターしずおか「住民基本台帳月報」、決算統計（令和3～7年度）

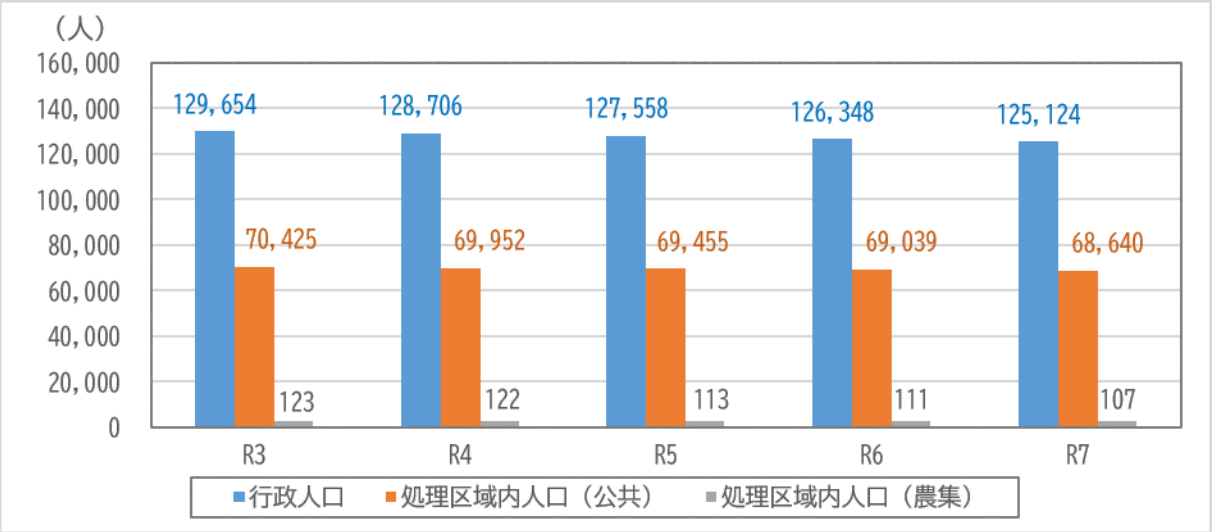


図 2-3　行政人口及び処理区域内人口の推移

2.4　富士宮市下水道事業の現況

(1)　使用料

下水道使用料は表 2-8 に示すとおりであり、排水量に依らない「基本料金」（10 立方メートルまで）と、排水量に応じて変動する「従量料金」（11 立方メートル以上）の二部からなる料金体系となっています。また、排水量が多くなるほど 1 立方メートル当たりの使用料が高くなっていく「累進制」を採用しています。

表 2-8　下水道使用料の料金体系（1 か月、税込）

項目	料金区分	単価
基本料金	10立方メートルまで	847円
従量料金 （1立方メートルにつき）	11立方メートル～20立方メートルまで	＋110円
	21立方メートル～40立方メートルまで	＋129円80銭
	41立方メートル～100立方メートルまで	＋143円
	101立方メートル～	＋155円10銭

農業集落排水処理施設使用料は表 2-9 に示すとおりであり、下水道使用料と同様に、排水量に依らない「基本料金」（10 立方メートルまで）と、排水量に応じて変動する「従量料金」（11 立方メートル以上）の二部からなる料金体系となっています。

表 2-9　農業集落排水処理施設使用料の料金体系（1 か月、税込）

項目	料金区分	単価
基本料金	10立方メートルまで	1,870円
従量料金（1立方メートルにつき）	11立方メートル～	＋176円

(2) 組織体制

公共下水道事業及び農業集落排水事業の組織体制は図 2-4 に示すとおりです。下水道課職員 20 名で公共下水道事業及び農業集落事業を運営しています。

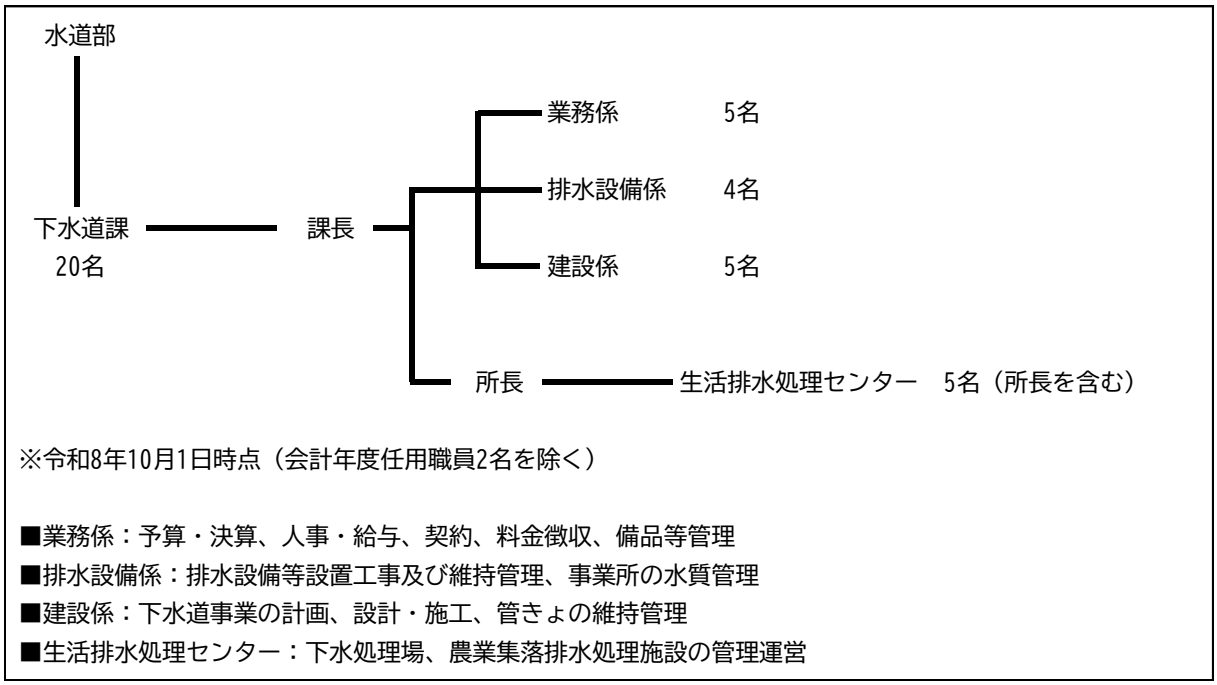


図 2-4 公共下水道事業及び農業集落排水事業の組織体制図

(3) 民間活力の活用等

星山浄化センター、山本ポンプ場及び上長貫農業集落排水処理施設の維持管理では、大部分を民間会社に委託しています。また、平成 18 年 4 月から水道料金と下水道使用料の徴収業務を同一の民間会社に委託し、業務の効率化を図っています。

(4)　経営分析

公営企業における経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握するため、他の公営企業との比較可能な全国統一的な様式として総務省が取りまとめたものに、「公営企業年鑑」があります。この公営企業年鑑を用いて、本市の経営指標を全国類似団体（公共下水道事業：Bd1、農業集落排水事業：F2 に分類）及び静岡県内の類似団体（公共下水道事業：磐田市・袋井市、農業集落排水事業：磐田市、掛川市、御殿場市、袋井市、函南町）と比較した結果を P10～P25 に示します。

ア　公共下水道事業の経営分析

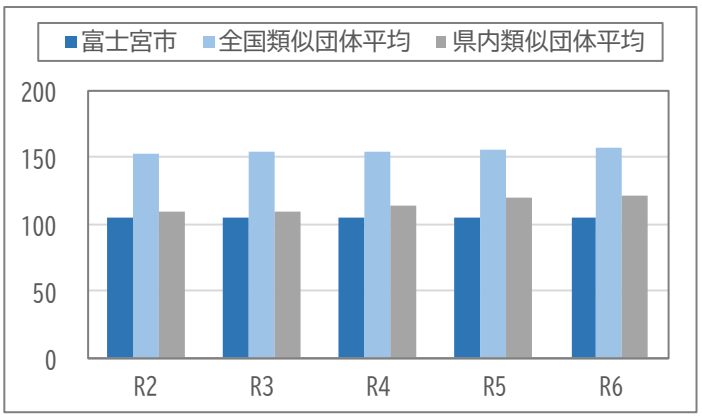
以下の分析では、他の自治体の令和 7 年度決算が公表されていないため、全国の類似団体平均値と静岡県内の自治体については、令和 6 年度の公営企業年鑑より抽出しています。また、静岡県内の自治体として、上述の自治体を選定しています（後述の農業集落排水事業についても同様です）。

【財務の収益性・健全性を示す指標】

①　使用料単価（円/㎥）

有収水量 1 ㎥あたりの使用料収入であり、使用料水準を示す指標です。

本市では、全国・県内類似団体と比較して低い水準であり、使用料収入で汚水処理原価を賄えていない状況であるため、使用料改定の要否を検討する必要があります。



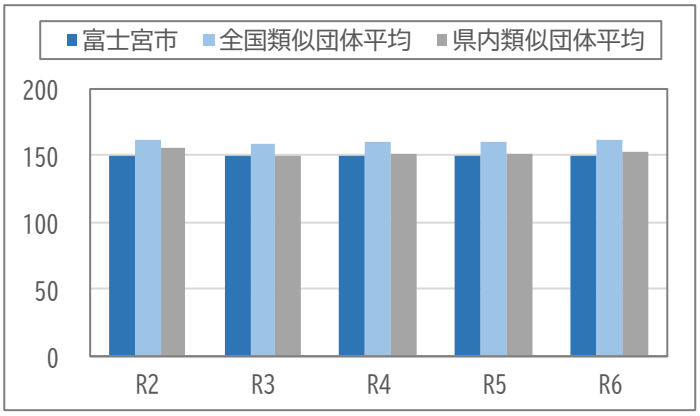
単位：円／㎥

年度	R2	R3	R4	R5	R6
富士宮市	105.0	105.1	105.2	105.3	105.6
全国類似団体平均	152.2	153.8	155.1	155.3	156.7
県内類似団体平均	108.9	108.9	114.4	120.0	121.0

② 汚水処理原価（円/㎥）

有収水量 1 ㎥あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標です。

本市では、全国・県内類似団体と比較しておおむね同程度となっています。経費回収率の改善に向けて、今後の維持管理費の低減を図る必要があります。



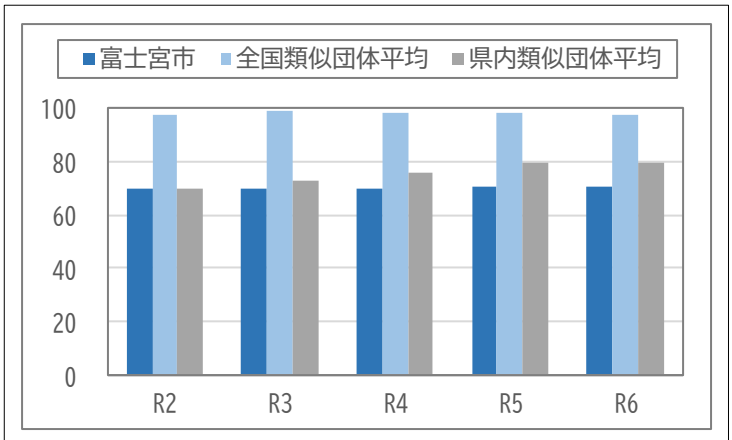
単位：円／㎥

年度	R2	R3	R4	R5	R6
富士宮市	150.0	150.0	150.0	150.0	150.0
全国類似団体平均	162.3	159.6	159.8	159.8	162.1
県内類似団体平均	156.4	150.2	150.7	150.8	152.7

③ 経費回収率（%）

使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準を評価することが可能です。

本市では、類似団体と比較して低い水準であり、100%を下回っているため、汚水処理原価を使用料で賄えていない状況です。適正な使用料収入の確保や汚水処理原価の低減が必要です。



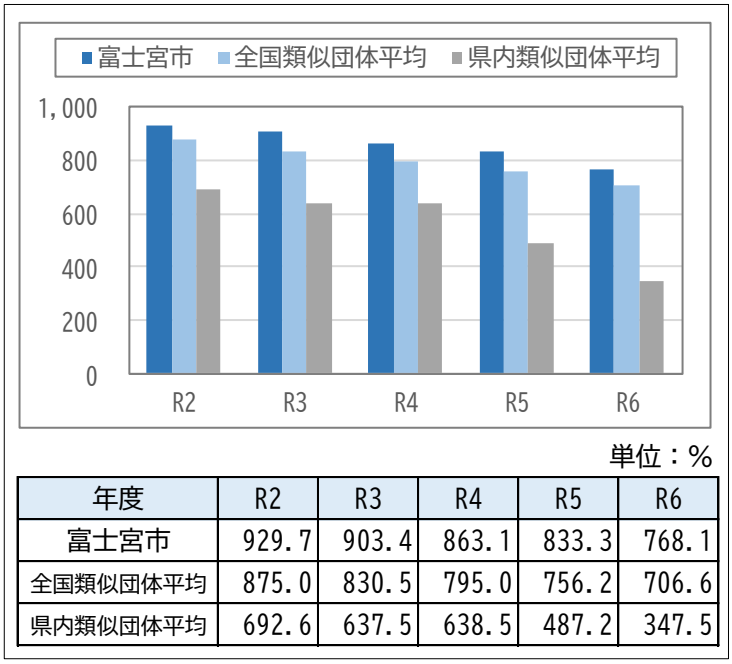
単位：%

年度	R2	R3	R4	R5	R6
富士宮市	70.0	70.1	70.1	70.2	70.4
全国類似団体平均	97.4	98.8	98.4	98.2	97.6
県内類似団体平均	69.6	72.5	75.9	79.6	79.2

④　企業債残高対事業規模比率（%）

料金収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。

本市では、全国類似団体と比較してやや高い水準となっているため、使用料収入や投資規模の適正化を図っていく必要があります。



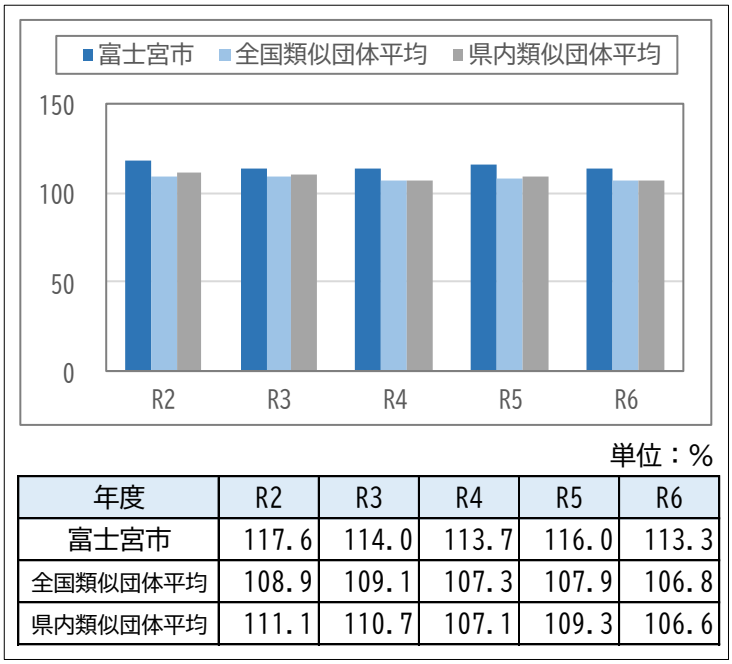
単位：%

年度	R2	R3	R4	R5	R6
富士宮市	929.7	903.4	863.1	833.3	768.1
全国類似団体平均	875.0	830.5	795.0	756.2	706.6
県内類似団体平均	692.6	637.5	638.5	487.2	347.5

⑤　経常収支比率（%）

料金収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息及び減価償却費等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。

本市では、経常損益で利益が出ていることを示す 100%を上回っており、全国・県内類似団体と比較しても高い水準です。



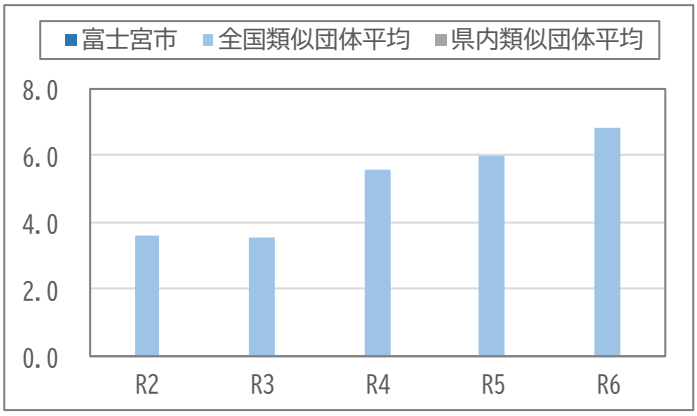
単位：%

年度	R2	R3	R4	R5	R6
富士宮市	117.6	114.0	113.7	116.0	113.3
全国類似団体平均	108.9	109.1	107.3	107.9	106.8
県内類似団体平均	111.1	110.7	107.1	109.3	106.6

⑥　累積欠損金比率（%）

営業収益に対する累積欠損金の状況を表す指標です。

本市公共下水道事業では、累積欠損金は生じていないため良好です。



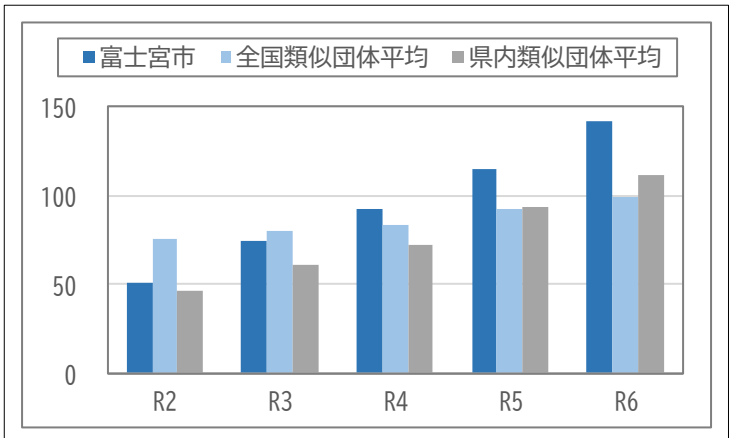
単位：%

年度	R2	R3	R4	R5	R6
富士宮市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
全国類似団体平均	3.6	3.5	5.6	6.0	6.8
県内類似団体平均	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

⑦　流動比率（%）

1 年以内に支払うべき負債に対して、1 年以内に現金化できる資産がどの程度あるかを示すものであり、短期的な債務に対する支払い能力を表す指標です。

全国・県内類似団体と比較しても高い水準となっています。流動負債には建設改良費に充てられた企業債が含まれていますが、企業債償還金の減少とともに改善傾向です。



単位：%

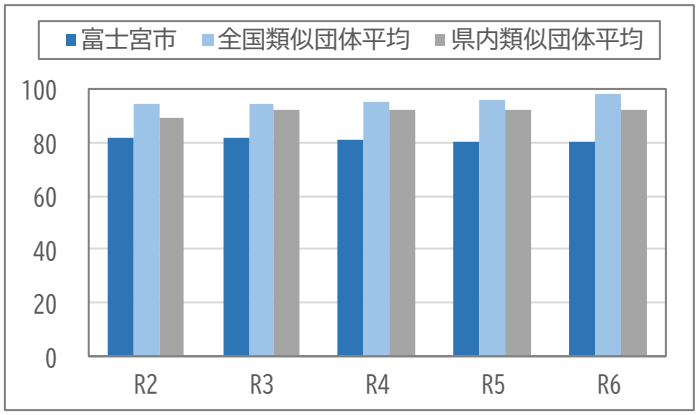
年度	R2	R3	R4	R5	R6
富士宮市	50.9	73.9	92.2	115.2	141.5
全国類似団体平均	75.8	79.4	83.4	91.9	99.1
県内類似団体平均	46.7	60.6	71.6	93.9	111.4

【事業・施設の効率性を示す指標】

① 計画人口普及率（%）

全体計画人口に対する整備済み処理人口の割合であり、下水道整備の進捗状況を示す指標です。

本市では、全国・県内類似団体と比較して低い水準であり、引き続き未普及解消に努めていく必要があります。また、下水道全体計画区域の縮小（アクションプランの見直し）も検討する必要があります。



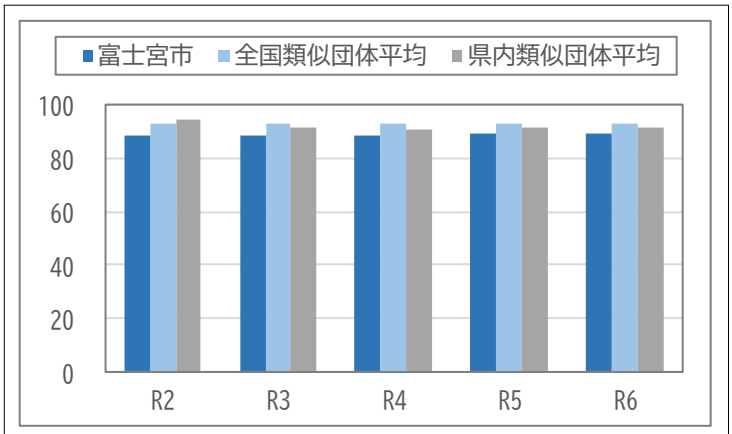
単位：%

年度	R2	R3	R4	R5	R6
富士宮市	82.0	81.6	81.1	80.5	80.0
全国類似団体平均	94.6	94.7	95.4	96.0	98.0
県内類似団体平均	89.0	92.5	91.8	92.5	92.2

② 水洗化率（%）

現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標です。

本市では、全国・県内類似団体と比較してやや低い水準であり、引き続き広報・啓発活動等により、水洗化を促進し、下水道使用料収入の確保に努める必要があります。



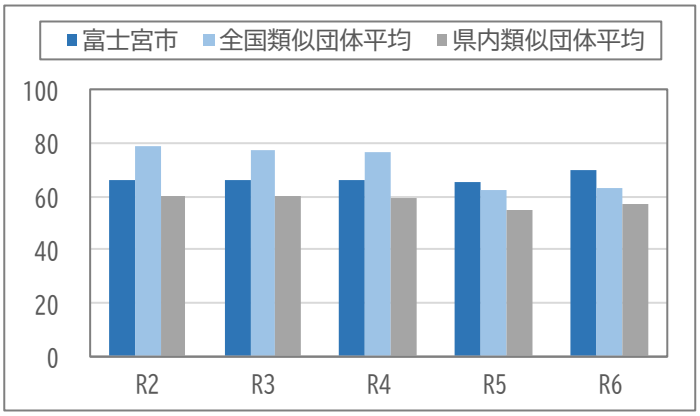
単位：%

年度	R2	R3	R4	R5	R6
富士宮市	88.5	88.6	88.7	88.9	89.2
全国類似団体平均	92.6	92.7	92.8	92.8	93.0
県内類似団体平均	94.2	91.2	90.9	91.1	91.4

③　施設利用率（%）

終末処理場の施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。

全国・県内類似団体と比較してやや高い水準ですが、効率的な施設の運転管理に向けて、流入水量の確保（未普及解消・水洗化促進）に努めていく必要があります。



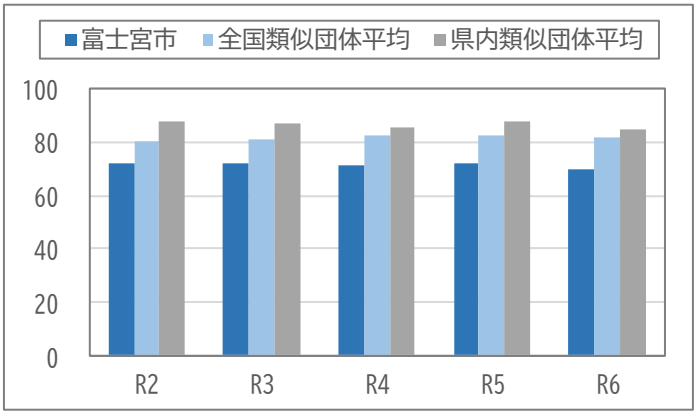
単位：%

年度	R2	R3	R4	R5	R6
富士宮市	66.0	66.3	65.9	65.3	69.9
全国類似団体平均	78.7	77.4	76.2	62.1	62.7
県内類似団体平均	59.7	60.2	59.4	54.6	57.3

④　有収率（%）

処理した汚水のうち、使用料徴収の対象となる有収水量の割合を示す指標です。

本市では、全国・県内類似団体と比較して低い水準です。今後、効率的な施設運転管理に向けて、下水道使用料徴収の対象外である不明水を低減させ、有収率を上げる必要があります。



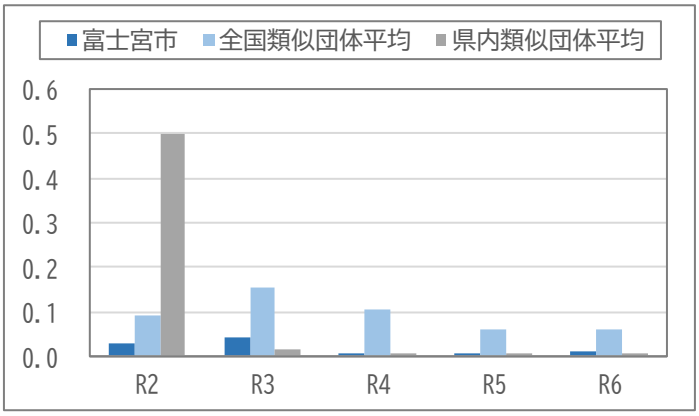
単位：%

年度	R2	R3	R4	R5	R6
富士宮市	72.2	72.1	71.5	71.9	70.0
全国類似団体平均	80.5	81.1	82.3	82.2	81.4
県内類似団体平均	87.6	87.2	85.2	87.6	84.8

⑤　管きょ改善率（%）

改築更新した管きょ延長の割合を表したものであり、管きょの改築更新状況を把握できる指標です。

本市は、全国・県内類似団体と比較して低い水準にあります。ただし、今後改築更新の事業量が増加することが想定されるため、事業費の平準化を図るなど、効率的な維持管理が求められます。



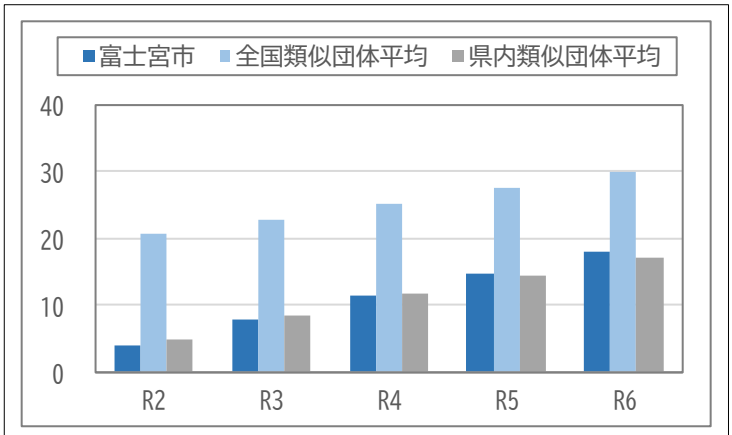
単位：%

年度	R2	R3	R4	R5	R6
富士宮市	0.03	0.04	0.01	0.00	0.01
全国類似団体平均	0.09	0.16	0.10	0.06	0.06
県内類似団体平均	0.50	0.01	0.00	0.00	0.00

⑥　有形固定資産減価償却率（%）

有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標であり、資産の老朽化度合を示しています。

本市では、全国・県内類似団体と比較して低い水準ですが、数値が増加傾向であるため、今後資産の老朽化が進んでいくことが想定されます。



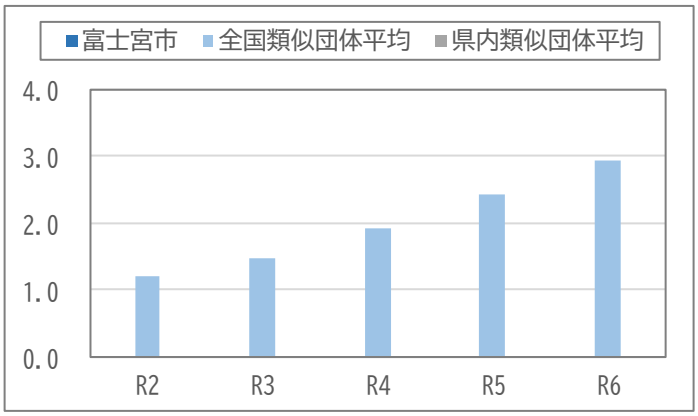
単位：%

年度	R2	R3	R4	R5	R6
富士宮市	4.0	7.8	11.5	14.7	18.1
全国類似団体平均	20.6	22.9	25.1	27.7	30.0
県内類似団体平均	4.8	8.4	11.6	14.3	17.3

⑦　管きょ老朽化率（%）

法定耐用年数を超えた管きょ延長の割合を表した指標で、管きょの老朽化度合を示しています。

本市では、法定耐用年数を超過した管きょがないため、全国・県内類似団体と比較して低い水準にあります。ただし、今後法定耐用年数を超過する管きょが増加すると想定されるため、事業費の平準化を図るなど、効率的な維持管理が求められます。



単位：%

年度	R2	R3	R4	R5	R6
富士宮市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
全国類似団体平均	1.2	1.5	1.9	2.4	2.9
県内類似団体平均	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

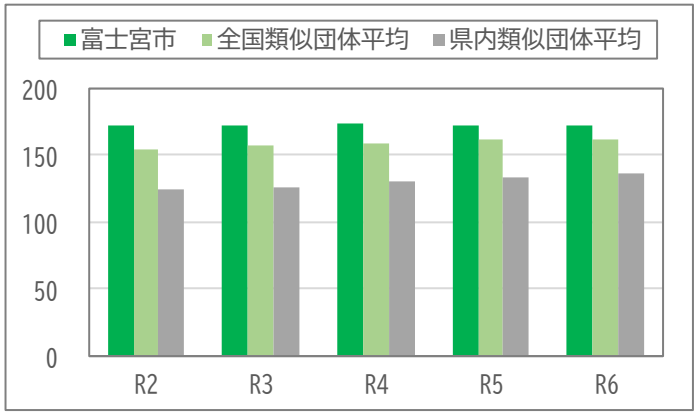
イ　農業集落排水事業の経営分析

【財務の収益性・健全性を示す指標】

①　使用料単価（円/㎥）

有収水量 1 ㎥あたりの使用料収入であり、使用料水準を示す指標です。

本市では、全国・県内類似団体と比較して高い水準であり、使用料収入で汚水処理原価を賄えている状況です。



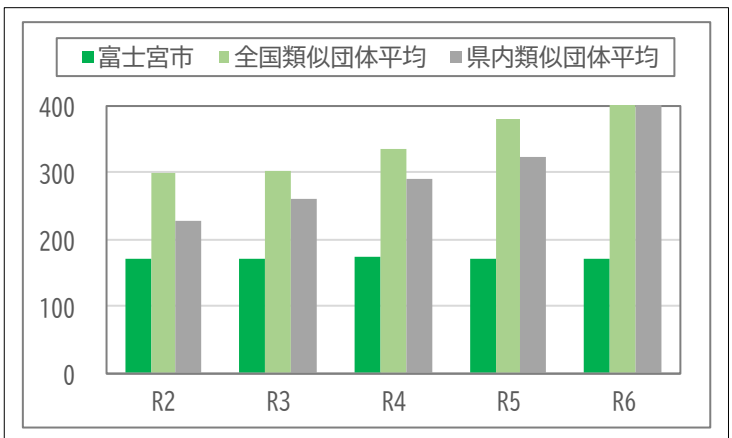
単位：円／㎥

年度	R2	R3	R4	R5	R6
富士宮市	172.4	171.8	173.6	172.7	172.1
全国類似団体平均	154.8	157.1	159.3	161.6	162.2
県内類似団体平均	124.2	125.3	129.9	132.9	136.4

②　汚水処理原価（円/㎥）

有収水量 1 ㎥あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標です。

本市では、全国・県内類似団体と比較して低い水準となっています。汚水処理原価を低減できており、使用料収入で賄えている状況です。



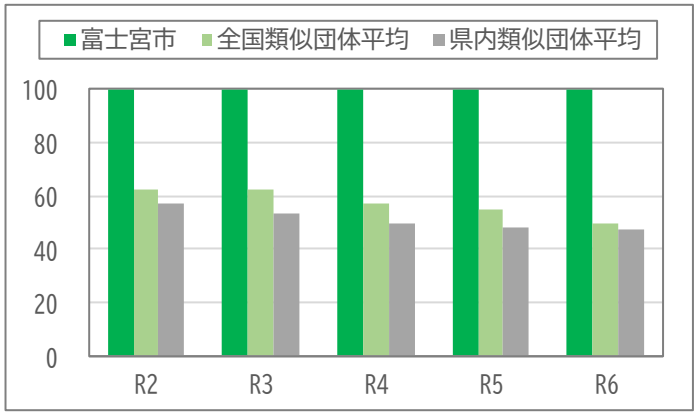
単位：円／㎥

年度	R2	R3	R4	R5	R6
富士宮市	172.4	171.8	173.6	172.7	172.1
全国類似団体平均	300.7	302.0	336.6	379.7	419.7
県内類似団体平均	228.1	260.1	291.1	325.2	415.3

③　経費回収率（%）

使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準を評価することが可能です。

本市では、全国・県内類似団体と比較して高い水準であり、100%を達成していることから、使用料収入で汚水処理原価を賄えている状況です。



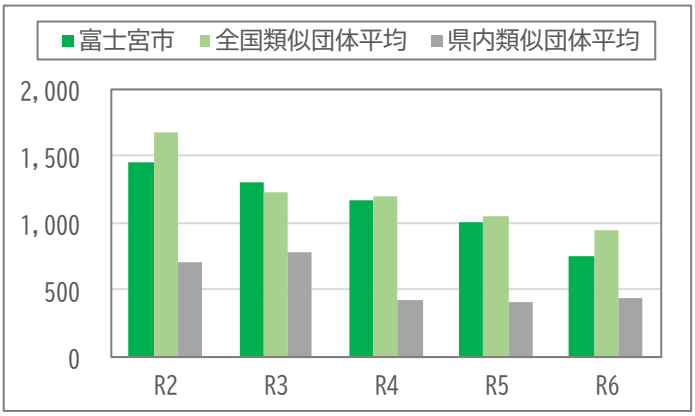
単位：%

年度	R2	R3	R4	R5	R6
富士宮市	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
全国類似団体平均	62.2	62.2	57.4	54.5	49.7
県内類似団体平均	57.0	53.1	49.5	48.1	47.5

④　企業債残高対事業規模比率（%）

料金収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。

本市では、全国類似団体との比較では低い水準となっていますが、県内類似団体との比較では高い水準となっています。今後、新規整備がない限り、企業債償還により企業債残高は減少傾向になるものと想定されます。



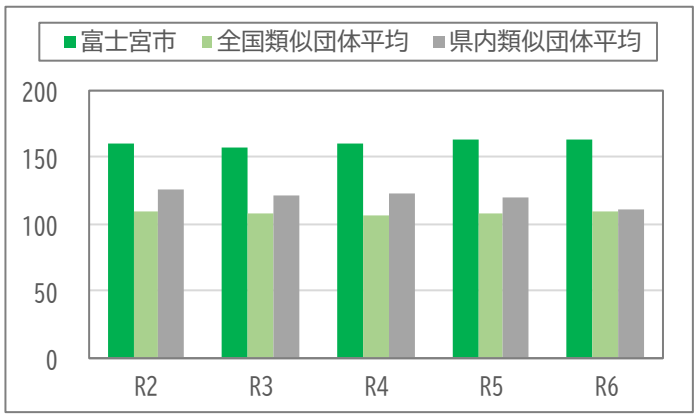
単位：%

年度	R2	R3	R4	R5	R6
富士宮市	1448.5	1310.3	1168.6	998.9	747.4
全国類似団体平均	1682.0	1228.2	1203.6	1047.0	949.2
県内類似団体平均	702.0	787.2	426.7	404.3	431.8

⑤　経常収支比率（%）

料金収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息及び減価償却費等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。

本市では、経常損益で利益が出ていることを示す 100%を上回っており、全国・県内類似団体と比較しても高い水準です。



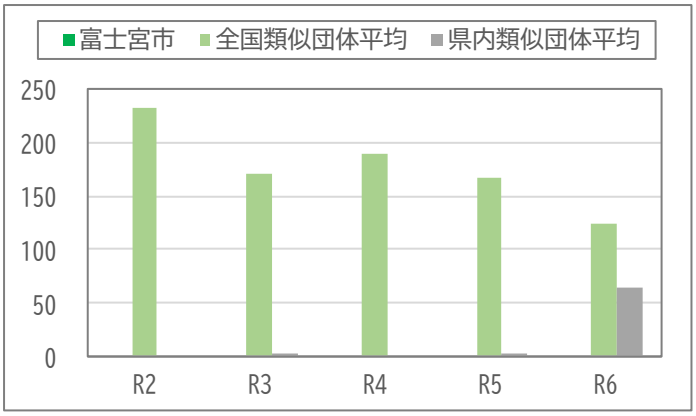
単位：%

年度	R2	R3	R4	R5	R6
富士宮市	160.6	157.6	160.9	163.3	163.7
全国類似団体平均	109.6	107.5	107.3	108.2	109.7
県内類似団体平均	125.7	121.1	123.2	119.5	111.4

⑥　累積欠損金比率（%）

営業収益に対する累積欠損金の状況を表す指標です。

本市農業集落排水事業では、累積欠損金は生じていないため良好です。



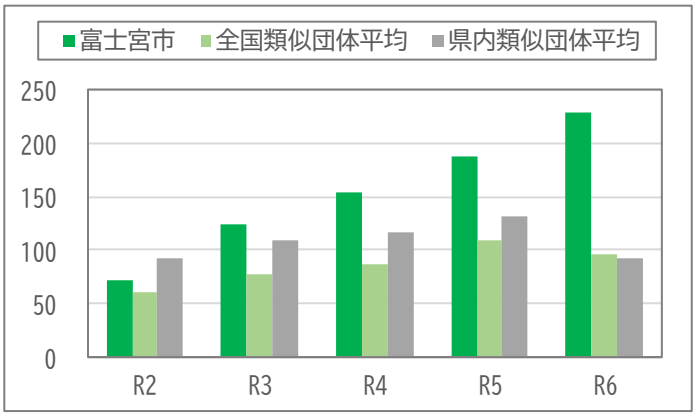
単位：%

年度	R2	R3	R4	R5	R6
富士宮市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
全国類似団体平均	231.8	169.9	189.3	167.6	124.5
県内類似団体平均	0.0	0.3	0.0	0.6	64.7

⑦　流動比率（%）

1 年以内に支払うべき負債に対して、1 年以内に現金化できる資産がどの程度あるかを示すものであり、短期的な債務に対する支払い能力を表す指標です。

全国・県内類似団体と比較しても高い水準となっています。流動負債には建設改良費に充てられた企業債が含まれていますが、企業債償還金の減少とともに改善傾向です。



単位：%

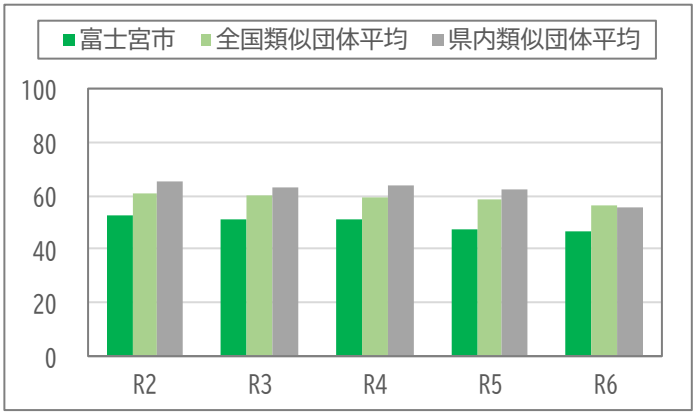
年度	R2	R3	R4	R5	R6
富士宮市	71.8	123.9	154.1	188.0	229.4
全国類似団体平均	60.8	76.5	87.4	109.1	95.1
県内類似団体平均	91.5	109.8	116.9	131.7	91.5

【事業・施設の効率性を示す指標】

① 計画人口普及率（%）

全体計画人口に対する整備済み処理人口の割合であり、下水道整備の進捗状況を示す指標です。

本市では、全国・県内類似団体と比較して低い水準です。基本的に整備は概成しているため、今後は人口減少に伴い、処理区域内人口も減少し、計画人口普及率も減少傾向になるものと想定されます。処理区域内人口の減少は、使用料収入の確保の観点での課題となります。



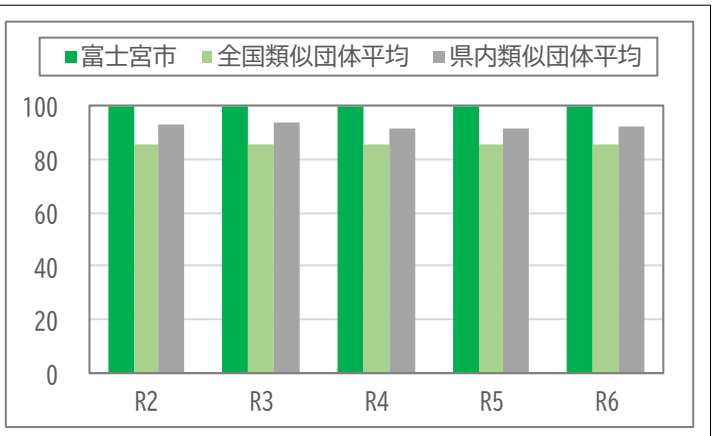
単位：%

年度	R2	R3	R4	R5	R6
富士宮市	52.5	51.3	50.8	47.1	46.3
全国類似団体平均	60.9	59.8	59.0	58.2	56.4
県内類似団体平均	65.2	63.3	63.8	62.6	55.5

② 水洗化率（%）

現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標です。

本市では、全国・県内類似団体と比較して高い水準であり、100%を達成しており良好です。



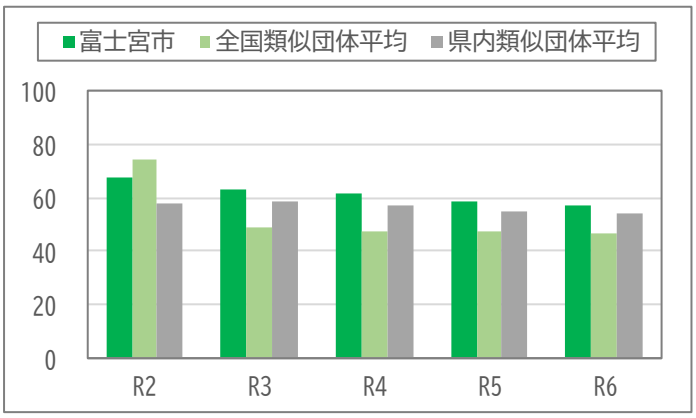
単位：%

年度	R2	R3	R4	R5	R6
富士宮市	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
全国類似団体平均	85.5	85.6	85.7	85.2	85.7
県内類似団体平均	92.8	93.7	91.6	91.3	91.9

③　施設利用率（%）

終末処理場の施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。

本市では、全国・県内類似団体と比較してやや高い水準ですが、施設能力に対して約 60%の利用率となっています。整備が概成しており、水洗化率も 100%であることから、今後流入水量が減少し、施設利用率もさらに低くなることが想定されます。



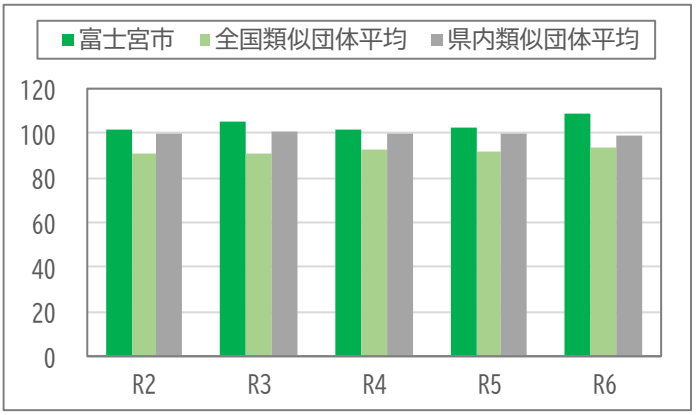
単位：%

年度	R2	R3	R4	R5	R6
富士宮市	67.7	63.1	61.5	58.5	56.9
全国類似団体平均	73.9	49.1	47.7	47.2	46.7
県内類似団体平均	57.6	58.8	57.3	55.1	54.2

④　有収率（%）

処理した汚水のうち、使用料徴収の対象となる有収水量の割合を示す指標です。

本市では、全国・県内類似団体と比較して高い水準ですが、100%を超えて有収水量が汚水処理水量を上回っていることから、処理施設に至るまでの間で漏水等が疑われます。



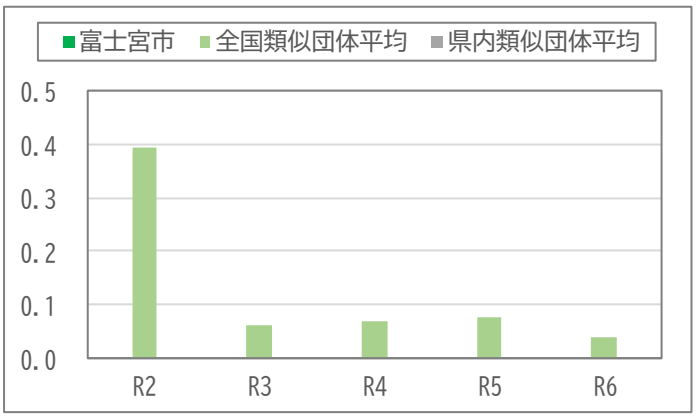
単位：%

年度	R2	R3	R4	R5	R6
富士宮市	101.9	105.3	101.3	102.1	108.9
全国類似団体平均	91.0	91.1	92.3	92.0	93.7
県内類似団体平均	99.5	100.6	99.7	100.1	99.2

⑤　管きょ改善率（%）

改築更新した管きょ延長の割合を表したものであり、管きょの改築更新状況を把握できる指標です。

本市は、全国・県内類似団体と比較して低い水準にあります。引き続き事業費の平準化を図るなど、効率的な維持管理が求められます。



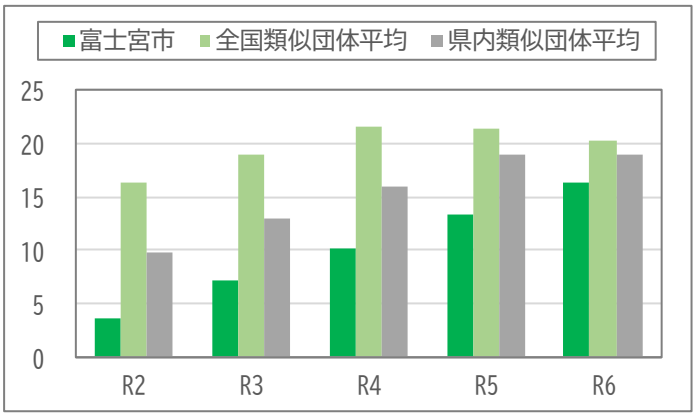
単位：%

年度	R2	R3	R4	R5	R6
富士宮市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
全国類似団体平均	0.4	0.1	0.1	0.1	0.0
県内類似団体平均	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

⑥　有形固定資産減価償却率（%）

有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標であり、資産の老朽化度合を示しています。

本市では、全国・県内類似団体と比較して低い水準ですが、数値が増加傾向であるため、今後資産の老朽化が進んでいくことが想定されます。



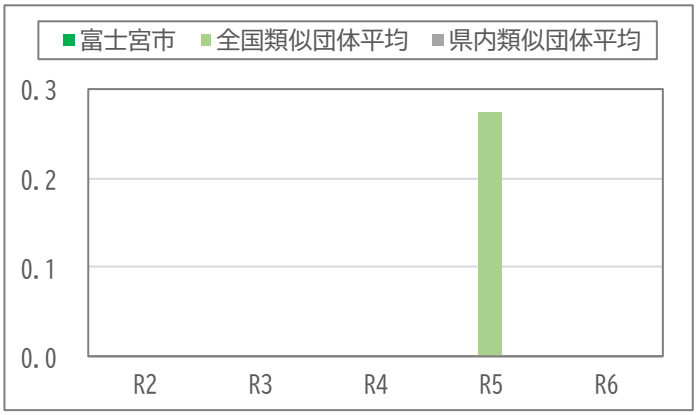
単位：%

年度	R2	R3	R4	R5	R6
富士宮市	3.5	7.1	10.2	13.3	16.3
全国類似団体平均	16.3	18.9	21.6	21.4	20.2
県内類似団体平均	9.9	13.0	16.0	18.9	18.9

⑦　管きょ老朽化率（%）

法定耐用年数を超えた管きょ延長の割合を表した指標で、管きょの老朽化度合を示しています。

本市では、法定耐用年数を超過した管きょがないため、全国・県内類似団体と比較して低い水準にあります。ただし、今後法定耐用年数を超過する管きょが増加すると想定されるため、事業費の平準化を図るなど、効率的な維持管理が求められます。



単位：%

年度	R2	R3	R4	R5	R6
富士宮市	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
全国類似団体平均	0.00	0.00	0.00	0.27	0.00
県内類似団体平均	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

第3章　将来の事業環境

3.1　行政区域内人口の見通し

本市の行政区域内人口は減少傾向にあり、今後もその傾向が続くものと想定されます。

「富士宮市汚水処理施設整備構想」ほか下水道事業に関連する諸計画の人口推計では、第 6 次富士宮市総合計画の推計値を採用しています。そのため、本経営戦略の行政区域内人口の見通しは、総合計画の推計値を基に次のとおり推計します。

行政区域内人口の見通し：112,400 人【令和 18 年度】

3.2　下水道処理区域内人口の見通し

(1)　公共下水道事業

令和 3 年度～令和 7 年度の公共下水道事業における処理区域内人口を表 3-1 に示します。処理区域内人口の増減率は減少傾向にあることが読み取れます。

将来の処理区域内人口の予測では、汚水処理施設整備構想（アクションプラン）に基づき推計する方針とします。将来の処理区域内人口推計値を図 3-1 に示します。

表 3-1　直近 5 か年の処理区域内人口【公共下水道事業】

単位：人

項目	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
処理区域内人口	70,425	69,952	69,455	69,039	68,640
前年比	-	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.6%

資料：決算統計（令和3～7年度）

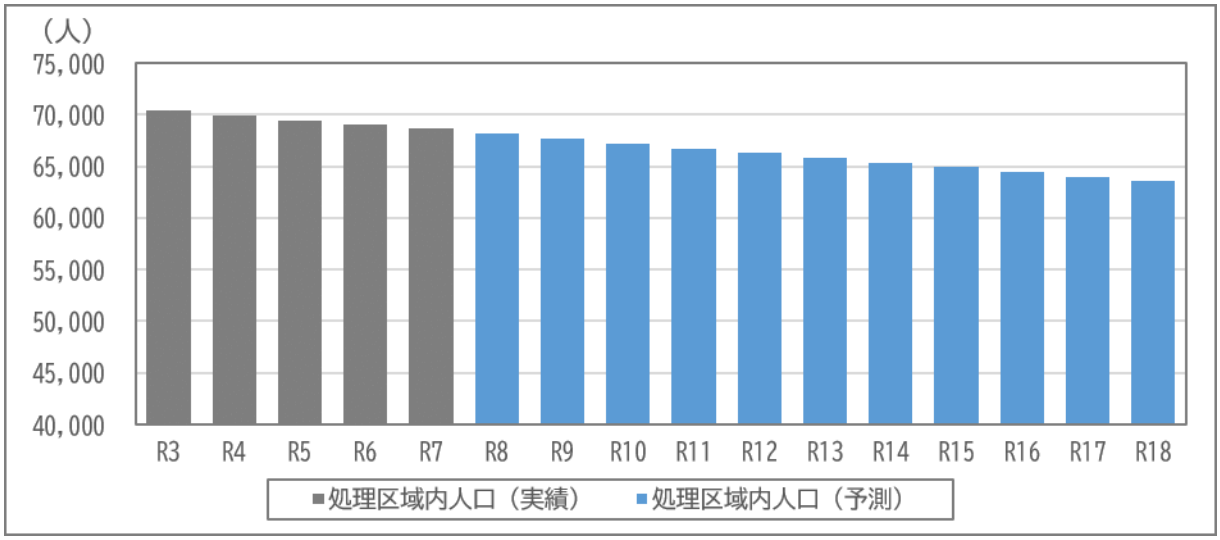


図 3-1　将来の処理区域内人口の予測【公共下水道事業】

公共下水道処理区域内人口の見通し：63,600 人【令和 18 年度】

(2)　農業集落排水事業

令和 3 年度～令和 7 年度の農業集落排水事業における処理区域内人口を表 3-2 に示します。処理区域内人口の増減率は、公共下水道事業と同様に減少傾向にあることが読み取れます。

将来の処理区域内人口では、令和 3 年度～令和 7 年度における処理区域内人口の前年比の平均値が、令和 8 年度以降も続くものとして、各年度の処理区域内人口を算出しました。ただし、令和 5 年度の前年比（－7.4%）は特異的な変動であるため外れ値として除外し、令和 5 年度を除く 4 か年平均値（－2.1%）を用いました。将来の処理区域内人口推計値を図 3-2 に示します。

表 3-2　直近 5 か年の処理区域内人口【農業集落排水事業】

単位：人

項目	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
処理区域内人口	123	122	113	111	107
前年比	-	-0.8%	-7.4%	-1.8%	-3.6%

※R5は特異的な変動を示しているため、外れ値として除外し平均を算出した。　資料：決算統計（令和3～7年度）

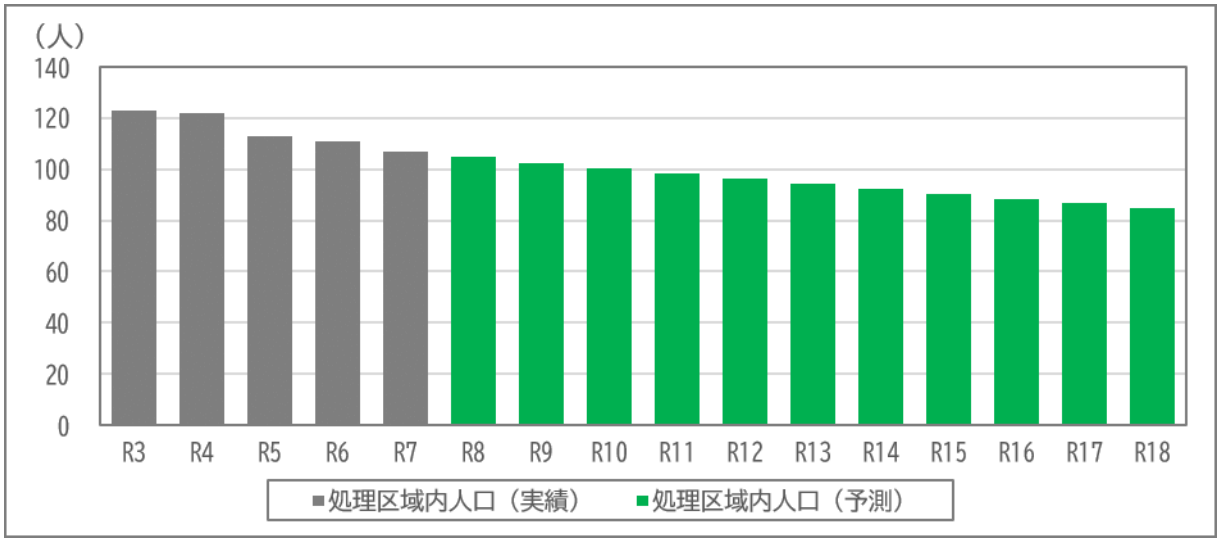


図 3-2　将来の処理区域内人口の予測【農業集落排水事業】

農業集落排水処理区域内人口の見通し：85 人【令和 18 年度】

3.3　水洗化率の見通し

(1)　公共下水道事業

令和 3 年度～令和 7 年度の公共下水道事業における水洗化率を表 3-3 に示します。過去 5 年間において、公共下水道事業の水洗化率は増加傾向にあり、令和 3 年度～令和 7 年度の 5 か年平均で＋0.2%上昇しています。したがって、令和 3 年度～令和 7 年度の水洗化率前年比（5 か年平均：＋0.2%）が計画策定期間の令和 18 年度まで続くものとしました。将来の水洗化率を図 3-3 に示します。

表 3-3　直近 5 か年の水洗化率【公共下水道事業】

単位：人

項目		2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
水洗化人口	【1】	62,371	62,015	61,775	61,584	61,378
処理区域内人口	【2】	70,425	69,952	69,455	69,039	68,640
水洗化率	【1】÷【2】	88.6%	88.7%	88.9%	89.2%	89.4%
	前年比	－	+0.1%	+0.2%	+0.3%	+0.2%

資料：決算統計（令和3～7年度）

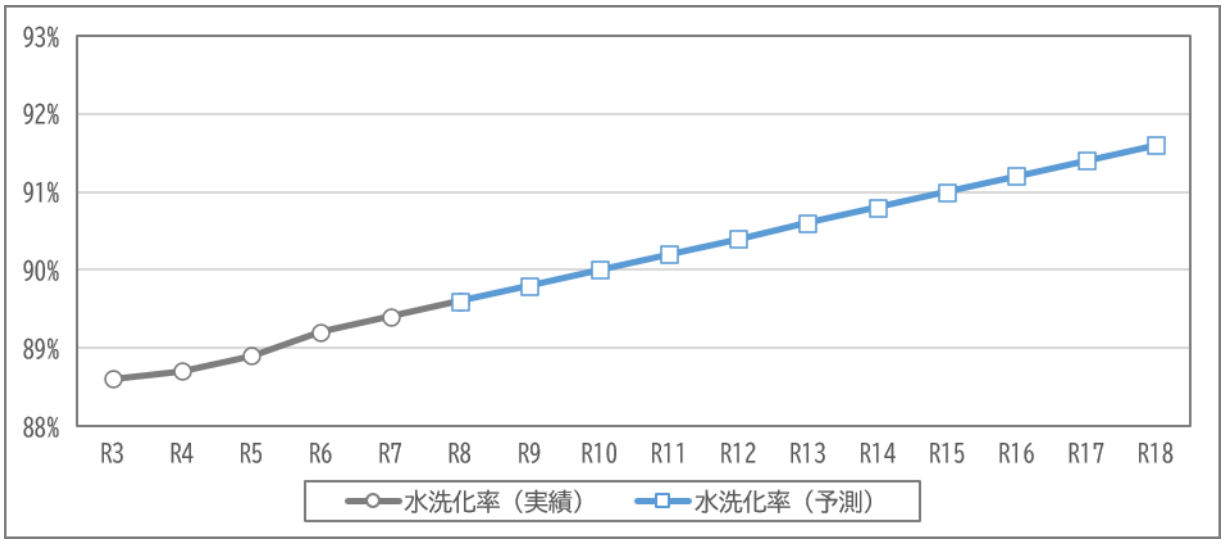


図 3-3　将来の水洗化率【公共下水道事業】

(2) 農業集落排水事業

令和 3 年度～令和 7 年度の農業集落排水事業における水洗化率を表 3-4 に示します。農業集落排水事業の水洗化率は 100%を達成しており、将来の水洗化率は現況固定（100%）とします。

表 3-4 直近 5 か年の水洗化率【農業集落排水事業】

単位：人

項目		2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
水洗化人口	【1】	123	122	113	111	107
処理区域内人口	【2】	123	122	113	111	107
水洗化率	【1】÷【2】	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	前年比	-	+0.0%	+0.0%	+0.0%	+0.0%

資料：決算統計（令和3～7年度）

3.4　水洗化人口及び有収水量の見通し

公共下水道事業、農業集落排水事業のそれぞれで将来の水洗化人口及び有収水量を推計しました。処理区域内人口に水洗化率を乗じて水洗化人口を算出しました。また、1 人当たりの有収水量（令和 3 年度～令和 7 年度の 5 か年平均）に水洗化人口を乗じて有収水量を算出しました。

(1)　公共下水道事業

令和 3 年度～令和 7 年度の公共下水道事業における有収水量及び水洗化率を表 3-5 に示します。過去 5 年間において、有収水量、水洗化人口ともに減少しています。

公共下水道事業における将来水洗化人口及び将来有収水量を図 3-4 に示します。水洗化人口の減少とともに有収水量は減少し、令和 18 年度には令和 7 年度（実績：6,894,360 ㎥）の 94.5%である 6,518,400 ㎥まで減少する見込みです。

表 3-5　直近 5 か年の有収水量及び水洗化人口【公共下水道事業】

項目	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
有収水量（㎥）	7,005,651	6,918,001	6,903,813	6,946,384	6,894,360
水洗化人口（人）	62,371	62,015	61,775	61,584	61,378

資料：決算統計（令和3～7年度）

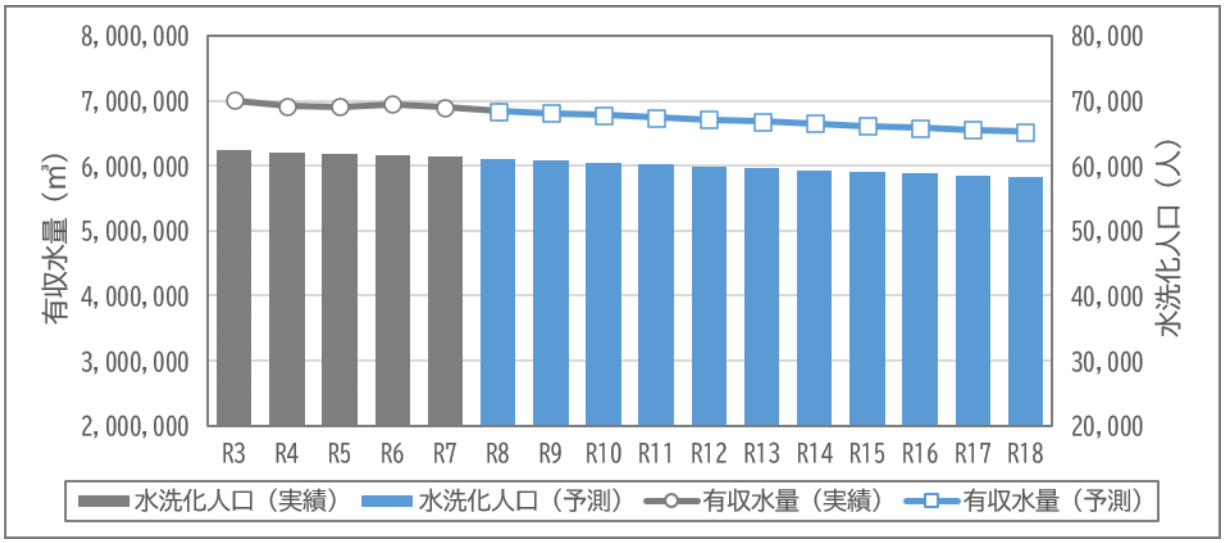


図 3-4　将来の水洗化人口及び有収水量の予測【公共下水道事業】

(2)　農業集落排水事業

令和 3 年度～令和 7 年度の農業集落排水事業における有収水量及び水洗化率を表 3-6 に示します。過去 5 年間において、有収水量、水洗化人口ともに減少しています。

農業集落排水事業における将来水洗化人口及び将来有収水量を図 3-5 に示します。水洗化率は 100%であるものの、行政人口の減少により処理区域内人口が減少することで、今後も有収水量は減少していき、令和 18 年度には令和 7 年度（実績：15,098 ㎥）の 73.2%である 11,050 ㎥まで減少する見込みです。

表 3-6　直近 5 か年の有収水量及び水洗化人口【農業集落排水事業】

項目	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
有収水量（㎥）	15,753	14,835	14,286	14,831	15,098
水洗化人口（人）	123	122	113	111	107

資料：決算統計（令和3～7年度）

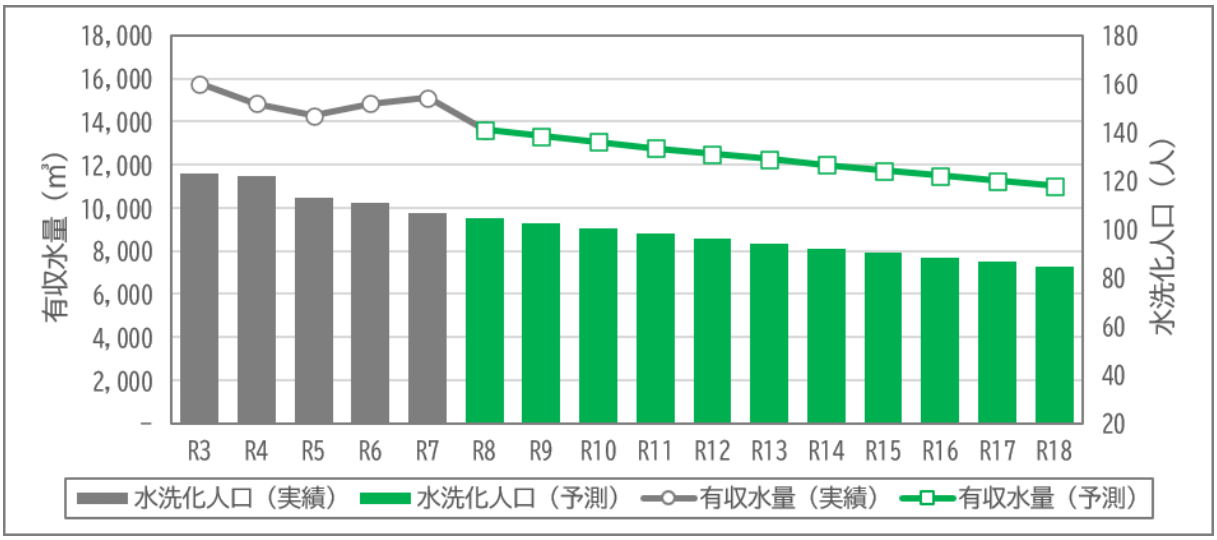


図 3-5　将来の水洗化人口及び有収水量の予測【農業集落排水事業】

3.5　使用料の見通し

(1)　公共下水道事業

令和 3 年度～令和 7 年度の公共下水道事業における使用料収入及び使用料単価を表 3-7 に示します。直近 5 か年の使用料単価はおおむね一定で推移していることから、令和 3 年度～令和 7 年度実績の平均を 1 円／㎥で端数処理し、使用料単価を 105 円／㎥と設定して、将来の使用料収入を算出しました。公共下水道事業における将来の使用料収入を図 3-6 に示します。なお、本市では今後使用料改定を実施する予定ですが、算出にあたり使用料改定を加味しておりません。

表 3-7　直近 5 か年の使用料収入及び使用料単価【公共下水道事業】

項目		2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
使用料収入（千円）	【1】	736,124	727,487	727,276	733,218	727,837
有収水量（㎥）	【2】	7,005,651	6,918,001	6,903,813	6,946,384	6,894,360
単価（円／㎥）	【1】÷【2】×1,000	105.08	105.16	105.34	105.55	105.57

資料：決算統計（令和3～7年度）

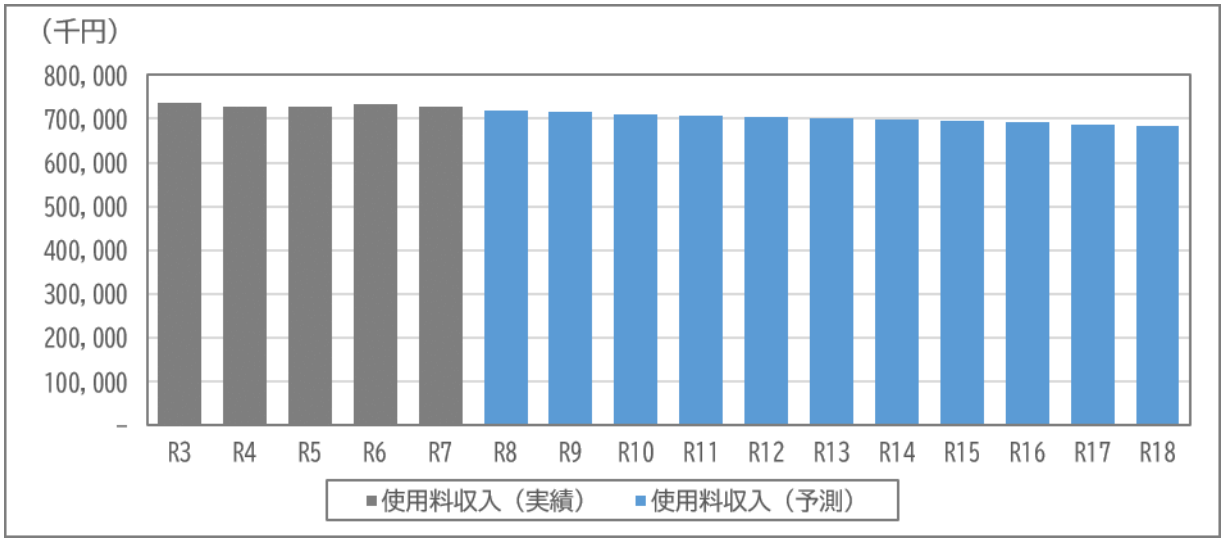


図 3-6　将来の使用料収入の予測【公共下水道事業】

(2)　農業集落排水事業

令和 3 年度～令和 7 年度の農業集落排水事業における使用料収入及び使用料単価を表 3-8 に示します。直近 5 か年の使用料単価は、年によってややばらつきはあるものの、おおむね一定で推移していることから、令和 3 年度～令和 7 年度実績の平均を 1 円／㎥で端数処理し、使用料単価を 172 円／㎥と設定して、将来の使用料収入を算出しました。農業集落排水事業における将来の使用料収入を図 3-7 に示します。

表 3-8　直近 5 か年の使用料収入及び使用料単価【農業集落排水事業】

項目		2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
使用料収入（千円）	【1】	2,706	2,576	2,467	2,552	2,591
有収水量（㎥）	【2】	15,753	14,835	14,286	14,831	15,098
単価（円／㎥）	【1】÷【2】×1,000	171.78	173.64	172.69	172.07	171.61

資料：決算統計（令和3～7年度）

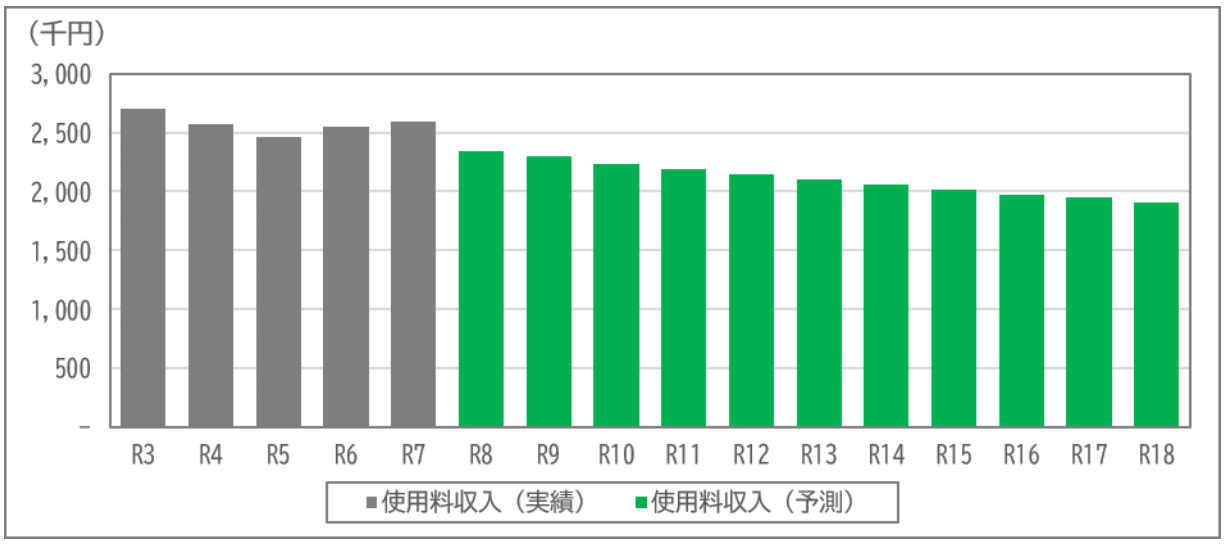


図 3-7　将来の使用料収入の予測【農業集落排水事業】

第4章　経営の基本方針

4.1　経営課題

本市下水道事業における経営課題は、次のとおりです。

a）使用料収入の減少

少子高齢化等に伴い、今後も有収水量は減少していく見込みです。毎年の使用料収入は、令和7年度（決算）の727,837千円から、令和18年度には684,432千円となり、約6%減少する見通しです。

b）下水道施設の老朽化や下水道法改正に伴う改築事業費の増加

公共下水道事業は供用開始から44年を迎え、既存の下水道施設の老朽化が進んでおり、今後はストックマネジメント計画等に基づき、効果的・効率的な改築更新を行っていく必要があります。また、令和8年度の下水道法改正を受けて、下水道施設の戦略的な再構築を行っていく必要があります。

c）適正な維持管理財源の確保

下水道事業の健全な経営を行うためには、使用料や一般会計繰入金等の財源を適正に確保する必要があります。

d）汚水処理の効率化

汚水処理の効率化を図るためには、水洗化率の向上に加えて、管きょの老朽化に伴う有収率の低下を防止するために、管路や処理場・ポンプ場の改築により、効率的な維持管理に努めていく必要があります。

e）業務執行体制の確保・強化

健全な事業運営を図るためには、更なる民間委託の推進、市職員の人材育成を行い、事業の変遷に応じた組織体制とする必要があります。

4.2　経営の基本体系

「第 6 次富士宮市総合計画」では、下水道事業の基本方針を「公共用水域の水質保全を図るため、下水道施設の計画的な整備や水洗化を推進する」としています。

この基本方針を実現するとともに、将来にわたって安定的に下水道サービスを提供するため、図 4-1 に示す基本理念及び基本方針のもと、13 の基本施策により経営基盤の強化に取り組むこととします。

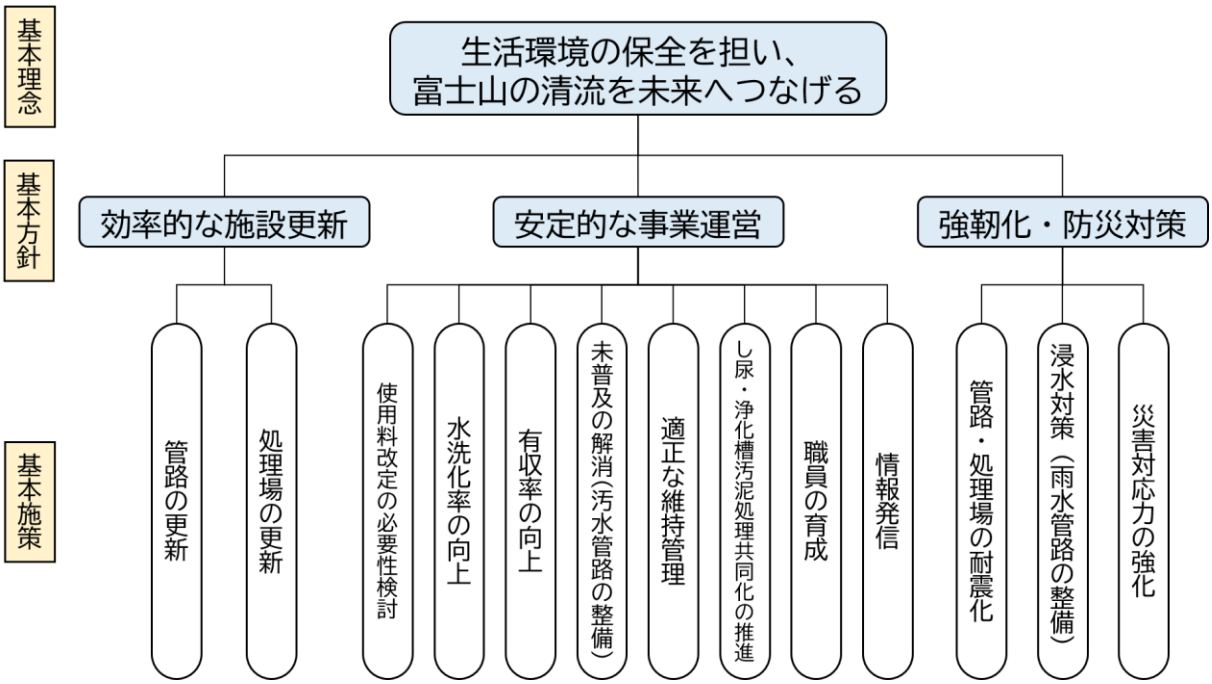


図 4-1　基本理念及び基本方針

4.3　基本方針・基本施策

a) 効率的な施設更新

1) 管路の更新

ストックマネジメント計画に基づく汚水管路の調査・点検を実施するとともに、令和 8 年度に策定した修繕改築計画による優先順位に基づき、汚水管路の更新を実施します。

2) 処理場の更新

ストックマネジメント計画に基づき星山浄化センターの設備を更新するとともに、定期的に計画を見直し、処理機能の維持に努めます。また、上長貫農業集落排水処理施設では、農業集落排水処理施設最適整備構想に基づき、通常の点検による処理機能の維持に努めます。

b) 安定的な事業運営

1) 使用料改定の必要性検討

本市では令和 11 年度に下水道使用料の改定を予定しています。それ以降も引き続き経費回収率の向上に向け、国の定める各自治体が努力すべき下水道使用料水準（150 円／㎥）を目指します。

2) 水洗化率の向上

未接続世帯へ戸別訪問などの啓発活動を引き続き行い、早期接続を促進して水洗化率を向上します。

3) 有収率の向上

管きょの修繕・改築及び排水設備不良・誤接続などの解消を通じて、有収率を向上します。

4) 未普及の解消（汚水管路の整備）

アクションプランに基づき、下水道計画区域内の未整備区域において汚水管路の整備を推進します。

5) 適正な維持管理

委託による効率的な処理場の運転管理、管きょの清掃、事業所排水の水質検査及び改善指導等を継続的に実施し、効率的な維持管理に努めます。

6) し尿・浄化槽汚泥処理共同化の推進

し尿を下水道処理施設へ投入するための工事を実施し、し尿・浄化槽汚泥の適正な処理及び投入量の調整とともに、引き続き下水道の BOD 放流水質基準（15 mg／L）を遵守します。

7) 職員の育成

経営指標の分析などを通じて職員の経営意識を高めるとともに、研修などを通じて技術継承に努めます。

8) 情報発信

ホームページ、広報、SNS、イベントなどを通じて、下水道事業の取組などについて発信し、啓発活動に努めます。

c) 強靭化・防災対策

1) 管路・処理場の耐震化

地震時においても下水道の機能を確保するため、耐震化計画に基づき耐震化工事を実施します。

2) 浸水対策（雨水管路の整備）

豪雨等による市街地の浸水被害に対応するため、雨水管理総合計画に基づき雨水管路の整備を推進します。

3) 災害対応力の強化

下水道事業継続計画（BCP）やハザードマップに基づく災害時の対応について、防災訓練などを通じて確認するとともに、必要に応じて計画や関連するマニュアルを見直します。

第5章　投資・財政計画

5.1　投資（建設改良費）

a）公共下水道事業

1）汚水管路の新設

公共下水道事業における面整備の状況は、下水道事業計画区域の 1,817 ha に対し、処理区域面積は 1,525 ha（整備率：83.9%）であり、今後も整備を進めていく必要があります。

汚水処理施設整備構想（アクションプラン）に基づき、汚水管路の新設費用を見込んでいます。汚水管路の新設費用を表 5-1 及び図 5-1 に示します。

表 5-1　汚水管路の新設費用

単位：千円

項目		2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)	2035 (R17)	2036 (R18)
汚水管路の新設	工事	124,200	128,400	132,600	136,800	141,000	145,200	149,400	153,600	157,800	162,000
	委託	5,225	5,450	5,675	5,900	6,125	6,350	6,575	6,800	7,025	7,250
	合計	129,425	133,850	138,275	142,700	147,125	151,550	155,975	160,400	164,825	169,250

※近年の物価・人件費等高騰を踏まえた費用上昇率（工事：+3.5%／年、委託：4.5%／年）を見込んでいます。

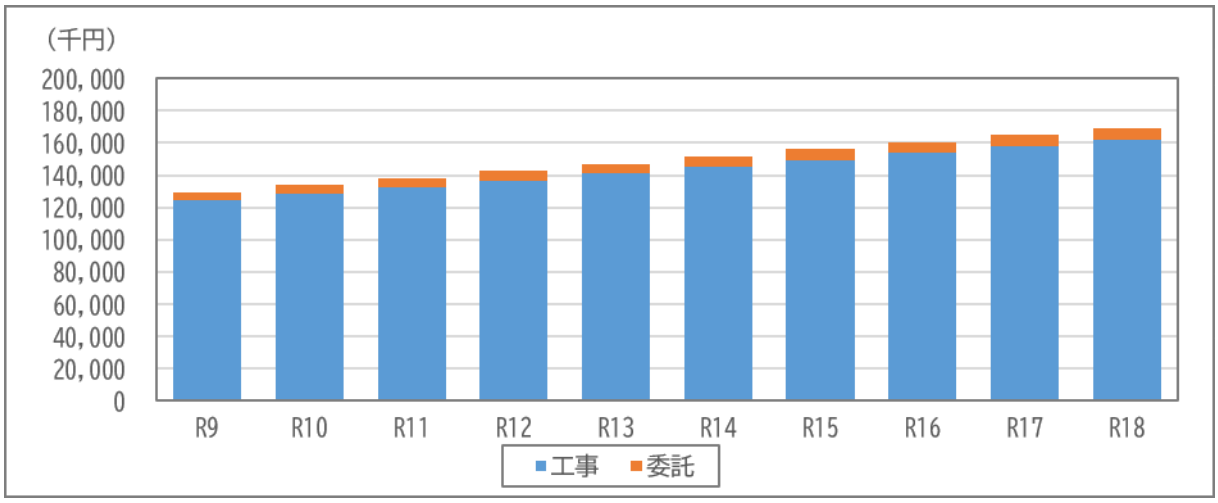


図 5-1　汚水管路の新設費用

2）汚水管路の改築・更新

ストックマネジメント計画に基づき、表 5-2 に示すとおり汚水管路の改築・更新費用を見込んでいます。

表 5-2　汚水管路の改築・更新費用

単位：千円

項目		2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)	2035 (R17)	2036 (R18)
汚水管路の改築	工事	107,640	203,300	209,950	213,180	297,275	306,130	314,985	323,840	332,695	341,550

※近年の物価・人件費等高騰を踏まえた費用上昇率（工事：+3.5%／年）を見込んでいます。

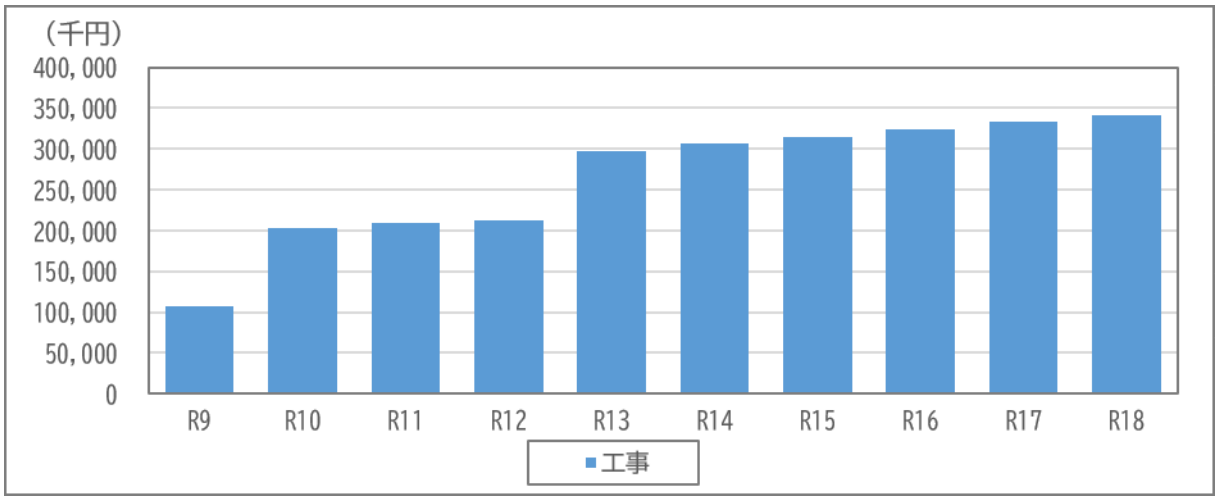


図 5-2　汚水管路の改築・更新費用

3) 雨水管路の新設

本市では、台風等の豪雨による浸水対策を進める方針としているため、表 5-3 及び図 5-3 に示すとおり雨水管路の新設費用を見込んでいます。

表 5-3　雨水管路の新設費用

単位：千円

項目		2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)	2035 (R17)	2036 (R18)
雨水管路の新設	工事	-	-	93, 925	123, 120	126, 900	130, 680	134, 460	138, 240	142, 020	145, 800
	委託	10, 450	13, 080	-	-	-	-	-	-	-	-
	合計	10, 450	13, 080	93, 925	123, 120	126, 900	130, 680	134, 460	138, 240	142, 020	145, 800

※近年の物価・人件費等高騰を踏まえた費用上昇率（工事：+3. 5%／年）を見込んでいます。

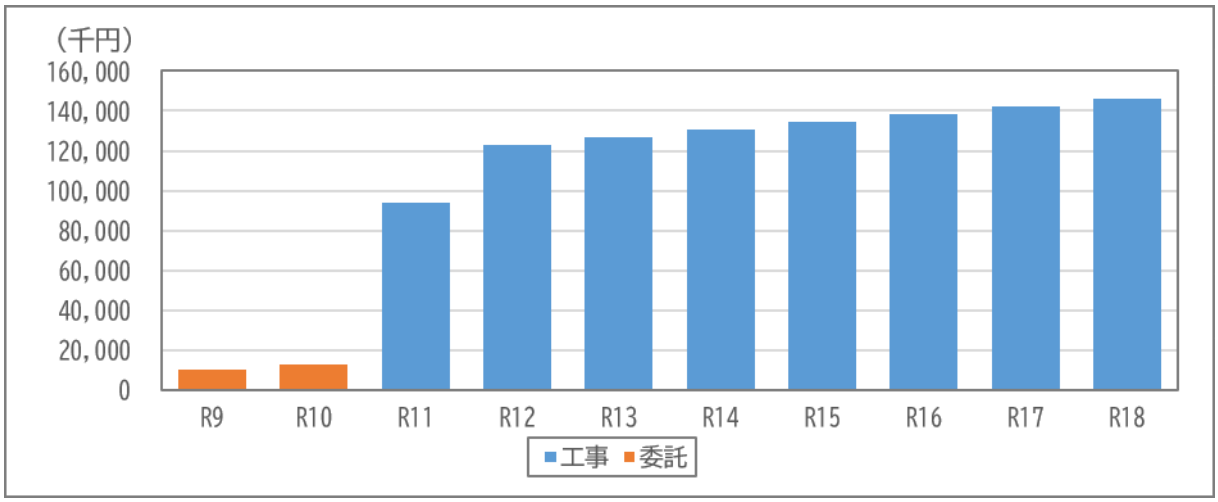


図 5-3　雨水管路の新設費用

4) 処理場（星山浄化センター）の改築

ストックマネジメント計画に基づき、表 5-4 及び図 5-4 に示すとおり星山浄化センターの改築・更新費用を見込んでいます。

表 5-4　星山浄化センターの改築・更新費用

単位：千円

項目		2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)	2035 (R17)	2036 (R18)
処理場の改築	工事	262,770	37,450	508,300	290,700	31,725	30,251	224,101	166,400	381,351	270,000
	委託	41,800	32,700	－	11,800	－	35,560	46,026	40,800	－	43,500
	合計	304,570	70,150	508,300	302,500	31,725	65,811	270,127	207,200	381,351	313,500

※近年の物価・人件費等高騰を踏まえた費用上昇率（工事：+3.5%／年、委託：4.5%／年）を見込んでいます。

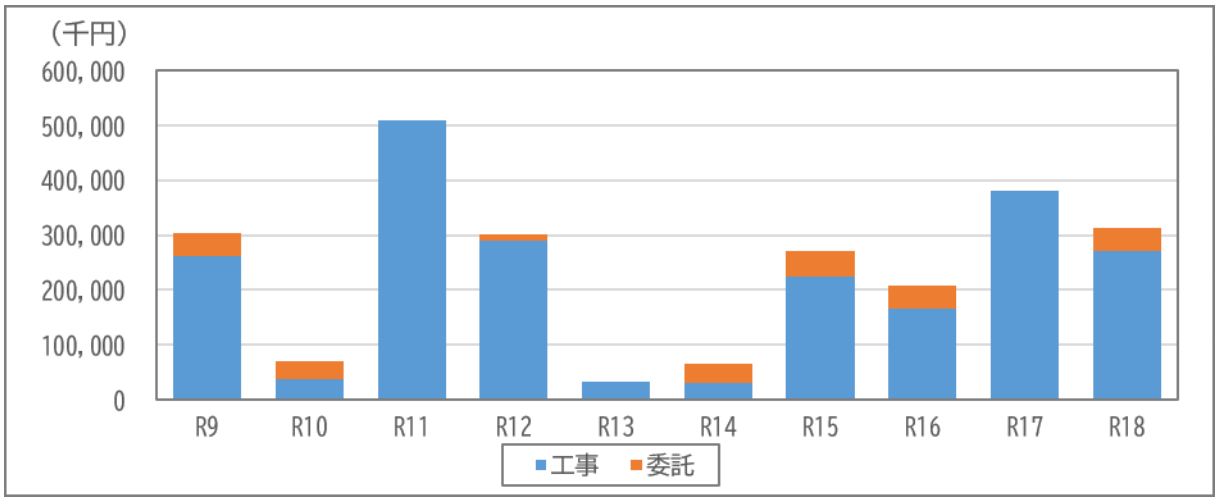


図 5-4　処理場の改築・更新費用

5) し尿・浄化槽汚泥処理共同化

本市では、し尿・浄化槽汚泥処理共同化に向けて、令和 11 年度～令和 12 年度でし尿処理施設の更新工事を予定しています。「し尿処理施設改造基本設計」での試算結果を踏まえて、表 5-5 及び図 5-5 に示すとおりし尿・浄化槽汚泥処理共同化の費用を見込んでいます。

表 5-5　し尿・浄化槽汚泥処理共同化に係る費用

単位：千円

項目		2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)	2035 (R17)	2036 (R18)
し尿処理施設の新設	工事	－	－	287,300	444,600	－	－	－	－	－	－
	委託	17,765	38,150	－	－	－	－	－	－	－	－
	合計	17,765	38,150	287,300	444,600	－	－	－	－	－	－

※近年の物価・人件費等高騰を踏まえた費用上昇率（工事：+3.5%／年、委託：4.5%／年）を見込んでいます。

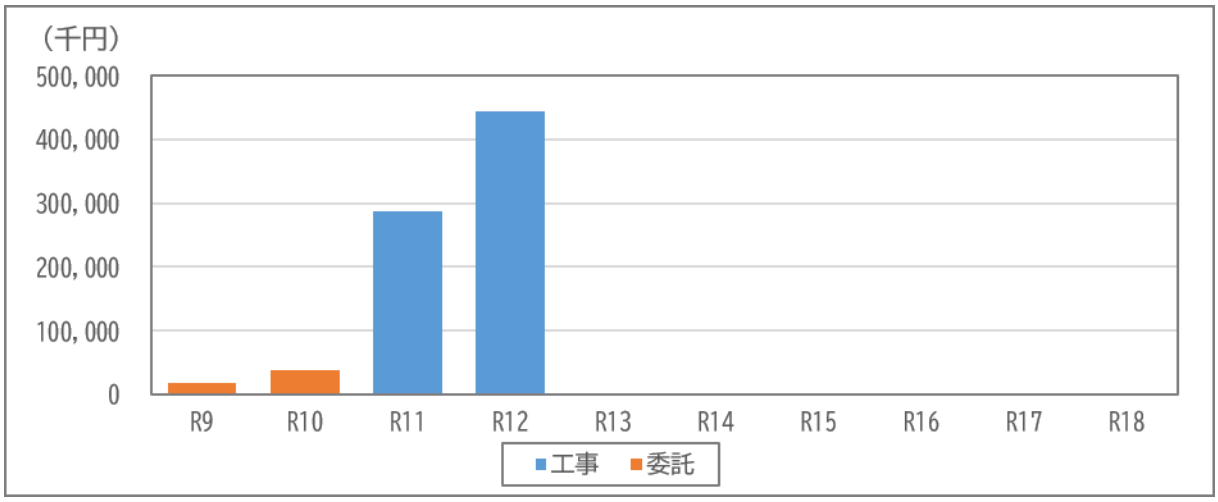


図 5-5　し尿・浄化槽汚泥処理共同化に係る費用

6) 管路・処理場施設の耐震化

本市では、災害対応力を強化するため、今後耐震化事業を進めていく方針としており、表 5-6 及び図 5-6 に示すとおり管路・処理場の耐震化に係る費用を見込んでいます。

表 5-6　管路・処理場の耐震化費用

単位：千円

項目			2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)	2035 (R17)	2036 (R18)
耐震化	管路	工事	31,050	53,500	11,050	11,400	11,750	12,100	12,450	12,800	13,150	13,500
		委託	10,450	10,900	－	－	－	－	－	－	－	－
		小計	41,500	64,400	11,050	11,400	11,750	12,100	12,450	12,800	13,150	13,500
	処理場	工事	－	－	66,300	22,800	23,500	24,200	24,900	25,600	26,300	27,000
		委託	167,200	239,800	－	149,467	155,169	160,867	166,569	172,267	177,969	183,667
		小計	167,200	239,800	66,300	172,267	178,669	185,067	191,469	197,867	204,269	210,667
	合計		208,700	304,200	77,350	183,667	190,419	197,167	203,919	210,667	217,419	224,167

※近年の物価・人件費等高騰を踏まえた費用上昇率（工事：+3.5%／年、委託：4.5%／年）を見込んでいます。

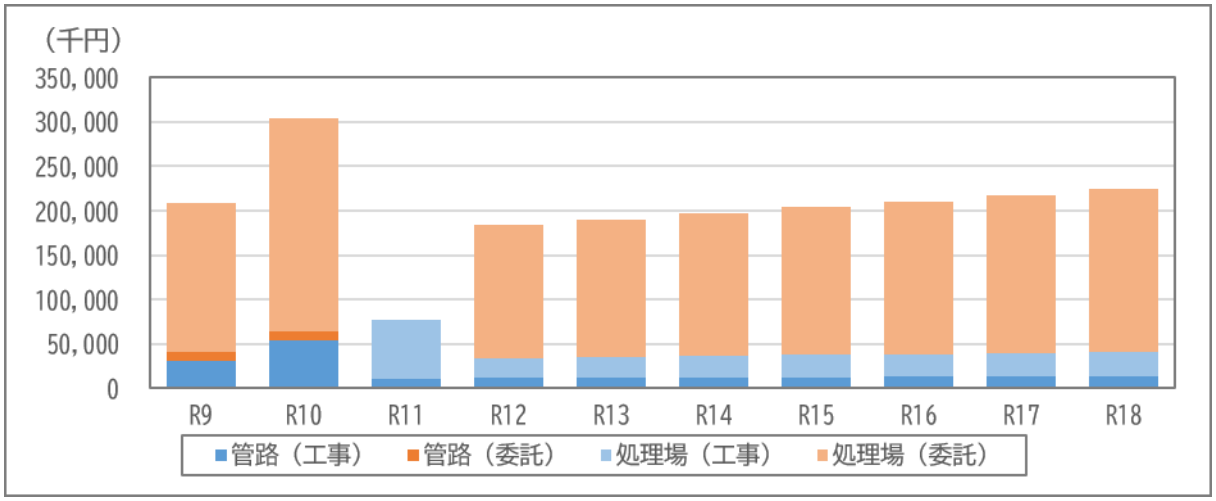


図 5-6　管路・処理場の耐震化費用

7) 職員給与費（資本勘定職員）

職員給与費（資本勘定職員）の見通しを表 5-7 及び図 5-7 に示します。本市下水道課の職員のうち、建設改良等に従事する職員の給与費を見込んでいます。令和 3 年度～令和 7 年度の 5 か年平均値に、近年の人件費の高騰を踏まえた費用上昇率（＋1.0%／年）を乗じた費用を見込んでいます。

表 5-7　職員給与費（資本勘定職員）の見通し【公共下水道事業】

単位：千円

項目	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)	2035 (R17)	2036 (R18)
職員給与費	46,529	46,989	47,450	47,911	48,371	48,371	48,371	48,371	48,371	48,371

※令和12年度まで、近年の物価・人件費等高騰を踏まえた費用上昇率（給与費：+1.0%／年）を見込んでいます。

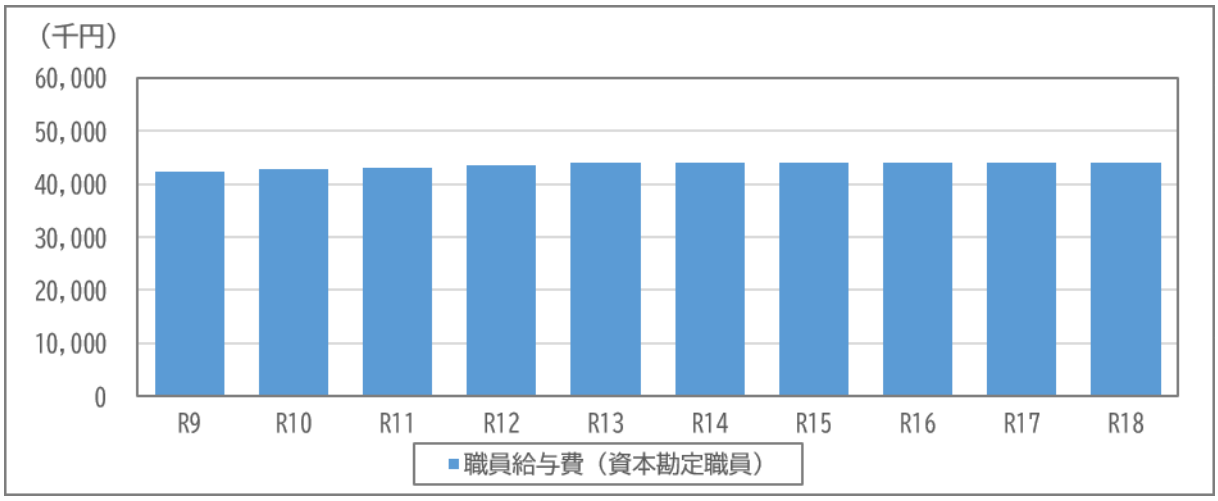


図 5-7　職員給与費（資本勘定職員）の見通し【公共下水道事業】

8) 公共下水道事業における建設改良費のまとめ

公共下水道事業における建設改良費の推移を図 5-8 に示します。し尿処理施設の新設費用により、令和 12 年度の投資額が約 14 億 6,000 万円と最も高額であり、令和 13 年度には減少していますが、物価変動の影響を受け、令和 14 年度以降は増加傾向にあります。

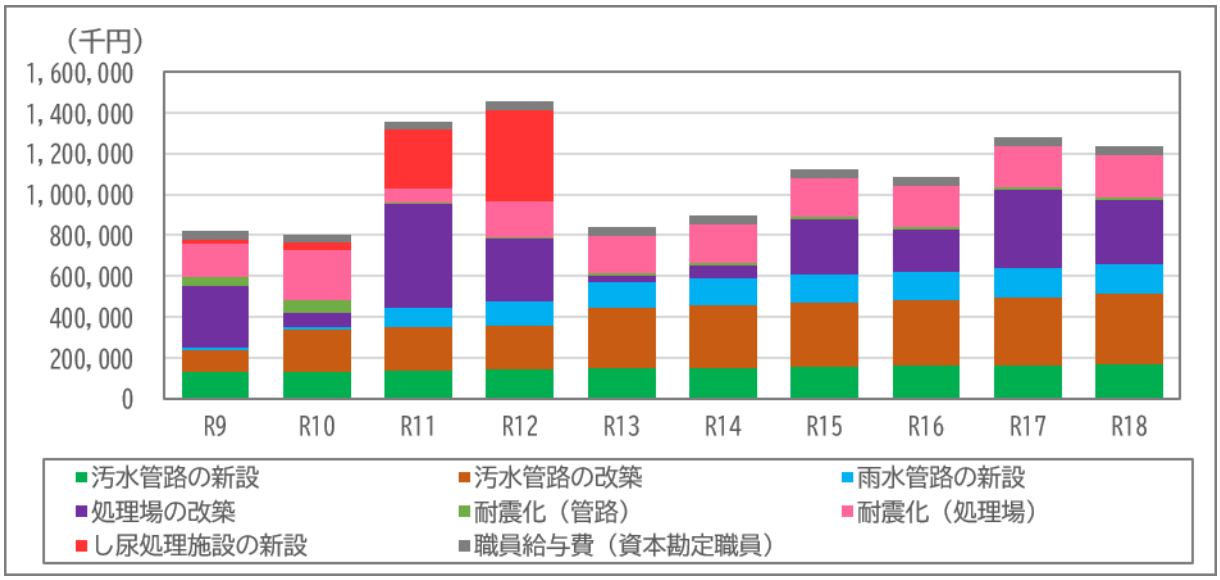


図 5-8　建設改良費の推移【公共下水道事業】

b）農業集落排水事業

「農業集落排水処理施設最適整備構想」では、今後建設改良に係る支出は生じない見込みであるため、0 とします。

5.2　財源

a）公共下水道事業

1）公共下水道使用料収入

公共下水道事業の使用料収入は図 3-6 に示したとおりです。本市は今後使用料改定を実施する予定ですが、算出にあたり使用料改定を加味しておりません。

2）一般会計繰入金

一般会計繰入金を表 5-8 及び図 5-9 に示します。総務省から発出されている「下水道事業における資本費に対する繰出基準について（通知）（以下「繰出基準」といいます。）」に基づき算定しています。

今後は、下水道施設の更新を含めた維持管理が中心となるため、一般会計からの繰入金に依存しない独立採算を考えていく必要があります。

表 5-8　一般会計繰入金の見通し【公共下水道事業】

単位：千円

項目	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)	2035 (R17)	2036 (R18)
一般会計繰入金	676,443	668,696	662,342	1,498,866	1,116,061	1,102,402	1,072,432	1,069,300	1,089,087	1,144,458

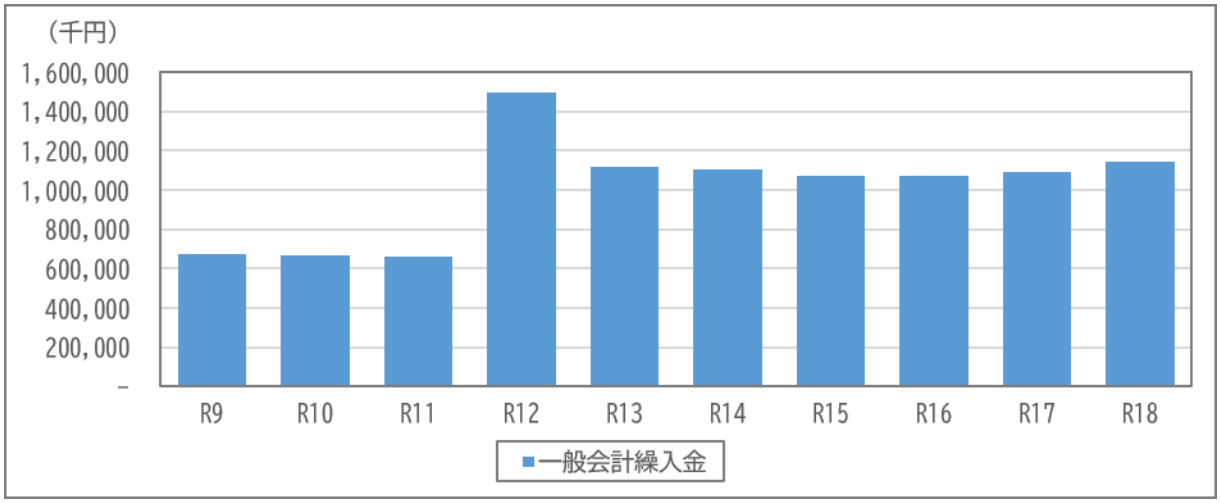


図 5-9　一般会計繰入金の見通し【公共下水道事業】

3) 企業債

企業債及び企業債償還状況を表 5-9 及び図 5-10 に示します。建設改良費（新規取得資産分）の増加により、起債額、企業債償還金、企業債残高はいずれも増加傾向となる見込みです。

表 5-9　企業債及び企業債償還の見通し【公共下水道事業】

単位：千円

項目	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)	2035 (R17)	2036 (R18)
新規起債額	266,704	268,401	438,799	352,912	282,860	308,072	404,153	383,544	469,027	446,240
企業債償還金	－	11,205	22,139	33,470	51,912	67,501	80,778	95,459	114,400	133,094
企業債残高	548,754	805,950	1,222,610	1,542,052	1,773,000	2,013,571	2,336,945	2,625,030	2,979,657	3,292,803

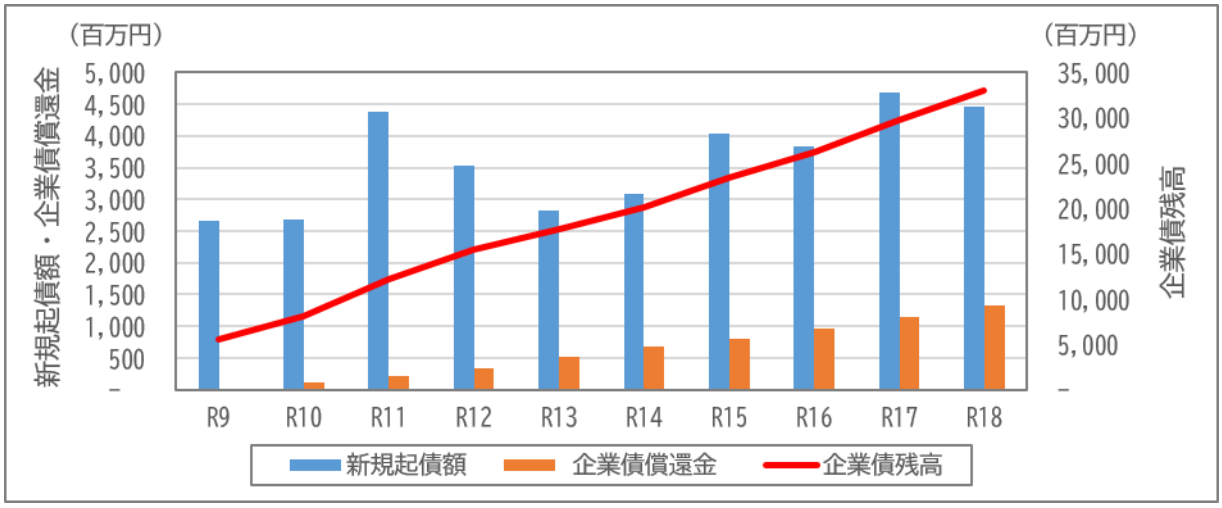


図 5-10　企業債及び企業債償還の見通し【公共下水道事業】

4) 国庫補助金

国庫補助金を表 5-10 及び図 5-11 に示します。補助対象となる事業は、事業費の 50%～55%の補助率で国庫補助金を算定し、建設改良費の財源として見込んでいます。

表 5-10　国庫補助金及び建設改良費の見通し【公共下水道事業】

単位：千円

項目	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)	2035 (R17)	2036 (R18)
建設改良費	825,079	809,719	1,362,550	1,457,678	841,815	899,709	1,127,837	1,088,718	1,286,681	1,242,638
国庫補助金	137,273	157,633	329,290	286,340	150,607	172,027	282,852	252,800	356,368	318,240

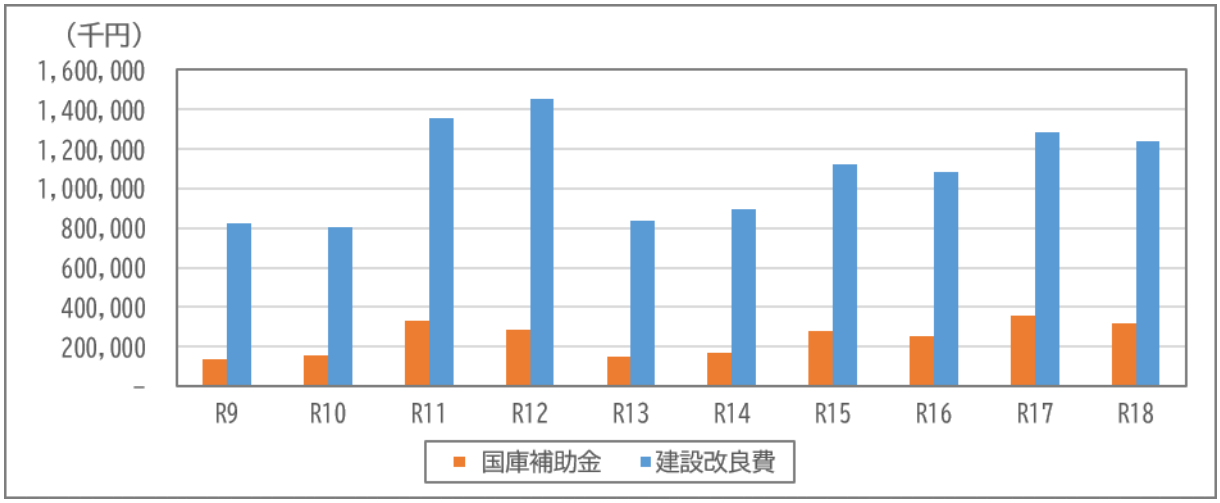


図 5-11　国庫補助金及び建設改良費の見通し【公共下水道事業】

b) 農業集落排水事業

1) 農業集落排水処理施設使用料収入

農業集落排水処理施設の使用料収入は図 3-7 に示したとおりです。

2) 一般会計繰入金

一般会計繰入金を表 5-11 及び図 5-12 に示します。公共下水道事業と同様に繰出基準に基づいていますが、一般会計からの繰入金に依存しない独立採算を考えていく必要があります。

表 5-11　一般会計繰入金の見通し【農業集落排水事業】

単位：千円

項目	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)	2035 (R17)	2036 (R18)
一般会計繰入金	6,862	6,791	6,748	6,723	6,655	6,479	6,479	6,479	6,479	6,479

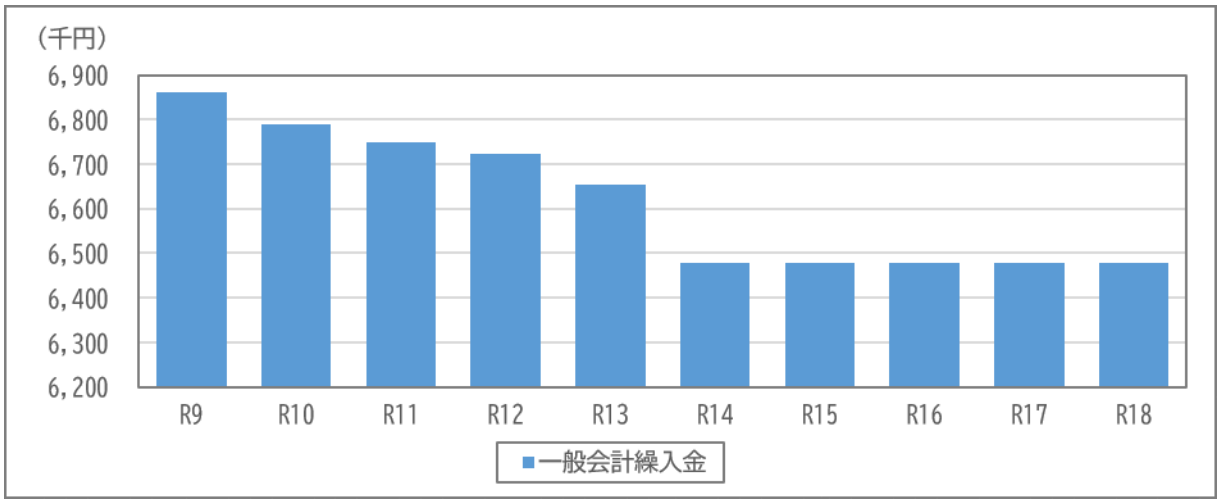


図 5-12　一般会計繰入金の見通し【農業集落排水事業】

3) 企業債

企業債及び企業債償還状況を表 5-12 及び図 5-13 に示します。P43 に示したとおり、今後農業集落排水事業の建設改良に係る支出は生じない見込みであるため、新規に取得する資産はなく、今後の起債額は 0 となります。そのため、表 5-12 及び図 5-13 は過年度に取得した資産に対する企業債償還の見通しを示しています。

表 5-12　企業債及び企業債償還の見通し【農業集落排水事業】

単位：千円

項目	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)	2035 (R17)	2036 (R18)
新規起債額	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
企業債償還金	4,117	2,559	1,635	349	－	－	－	－	－	－
企業債残高	4,543	1,984	349	－	－	－	－	－	－	－

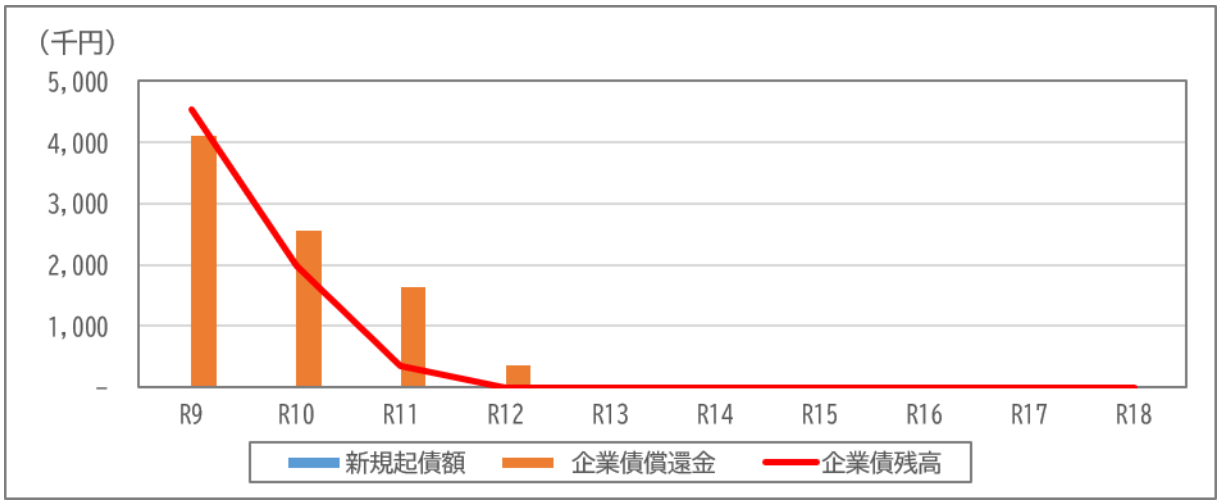


図 5-13　企業債及び企業債償還の見通し【農業集落排水事業】

5.3　投資以外の経費（維持管理費）

a）公共下水道事業

1）職員給与費（損益勘定職員）

職員給与費の見通しを表 5-13 及び図 5-14 に示します。本市下水道課の職員のうち、日常の営業活動等に従事する職員の給与費を見込んでいます。令和 3 年度～令和 7 年度の 5 か年平均値に、近年の人件費の高騰を踏まえた費用上昇率（＋1.0%／年）を乗じた費用を見込んでいます。

表 5-13　職員給与費（損益勘定職員）の見通し【公共下水道事業】

単位：千円

項目	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)	2035 (R17)	2036 (R18)
職員給与費	78,356	78,783	79,210	79,637	80,064	80,064	80,064	80,064	80,064	80,064

※令和12年度まで、近年の物価・人件費等高騰を踏まえた費用上昇率（給与費：+1.0%／年）を見込んでいます。

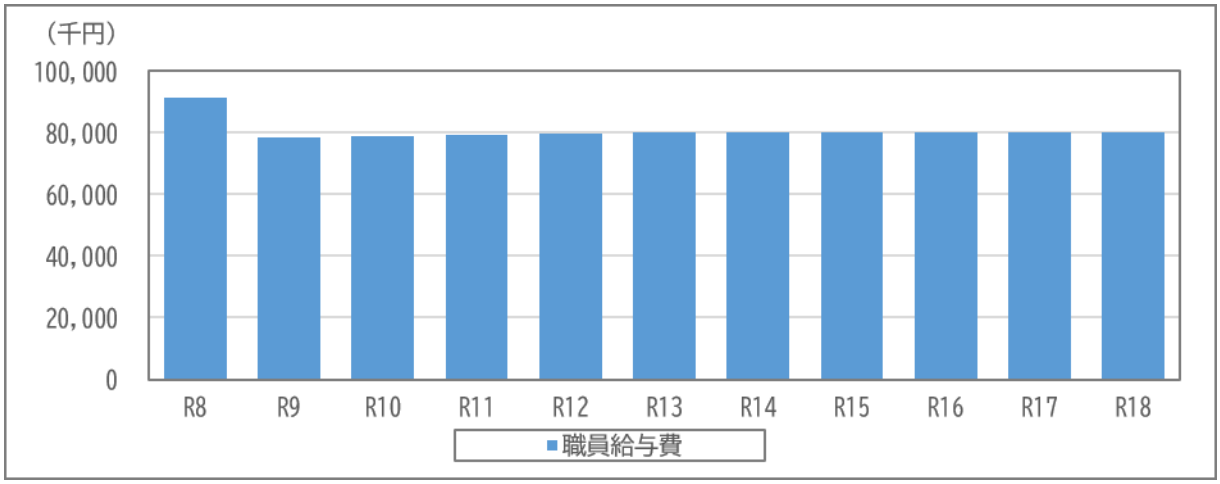


図 5-14　職員給与費（損益勘定職員）の見通し【公共下水道事業】

2）動力費、薬品費

動力費及び薬品費の見通しを表 5-14 及び図 5-15 に示します。動力費及び薬品費は、燃料調整費等の外的な影響を受けますが、処理水量によって変動するため、令和 3 年度～令和 7 年度における単価（処理水量 1 ㎥当たりの費用）の平均値に処理水量を乗じて算定しています。

表 5-14　動力費及び薬品費の見通し【公共下水道事業】

単位：千円

項目	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)	2035 (R17)	2036 (R18)
動力費	50,376	52,294	54,192	56,070	57,929	59,768	61,588	63,390	65,171	66,934
薬品費	8,554	8,880	9,202	9,521	9,837	10,149	10,458	10,764	11,067	11,366
合計	58,930	61,174	63,394	65,591	67,766	69,917	72,046	74,154	76,238	78,300

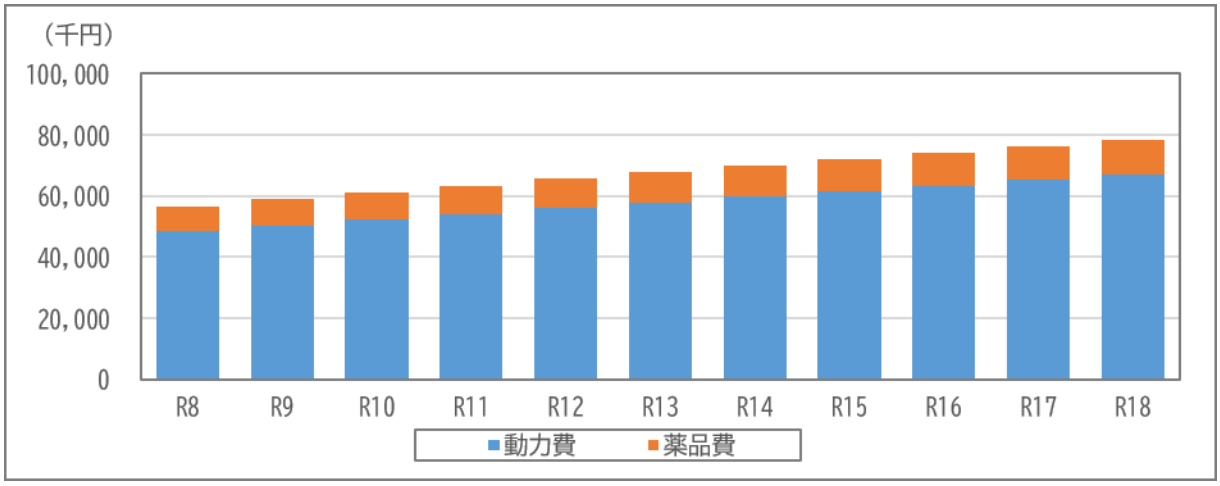


図 5-15　動力費及び薬品費の見通し【公共下水道事業】

3) その他経費

その他経費を表 5-15 及び図 5-16 に示します。基本的には令和 3 年度～令和 7 年度の 5 か年平均値に将来の費用上昇率（＋4.5%／年）を乗じた費用を見込んでいます。

表 5-15　その他経費の見通し【公共下水道事業】

単位：千円

項目	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)	2035 (R17)	2036 (R18)
修繕費	88,018	88,018	88,018	88,018	88,018	88,018	88,018	88,018	88,018	88,018
材料費	861	898	936	972	1,009	1,046	1,084	1,121	1,158	1,195
委託費	386,703	397,905	429,087	418,959	471,687	450,914	466,891	482,868	498,846	558,323
受託工事費	12,339	12,871	13,402	13,933	14,465	14,996	15,528	16,059	16,590	17,122
その他	81,705	85,223	88,741	92,259	95,777	99,296	102,815	106,333	109,851	113,370
合計	569,626	584,915	620,184	614,141	670,956	654,270	674,336	694,399	714,463	778,028

※近年の物価・人件費等の高騰を踏まえた費用上昇率（維持管理費：+4.5%／年）を見込んでいます。

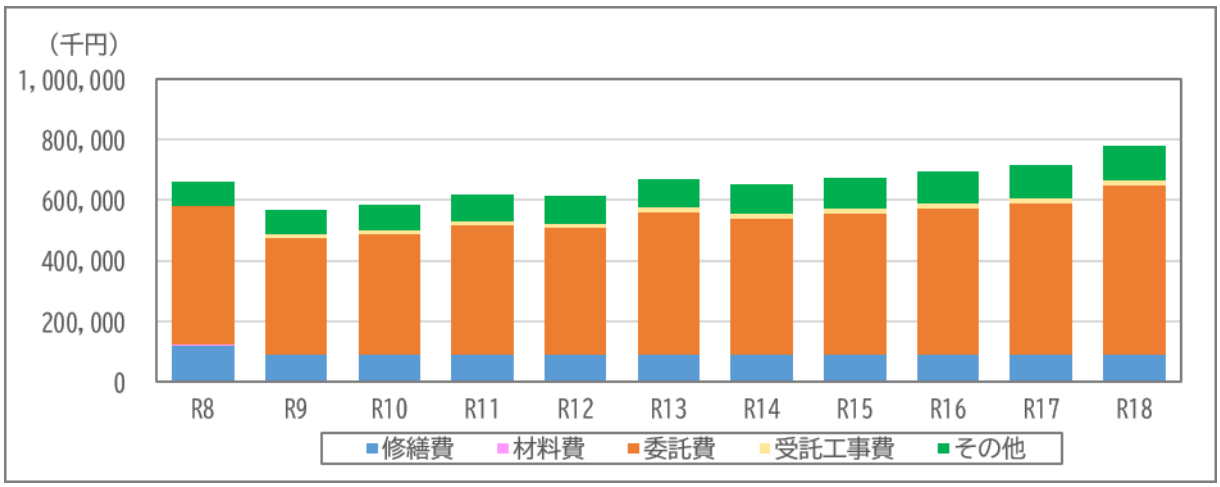


図 5-16　その他経費の見通し【公共下水道事業】

4) 減価償却費

減価償却費を表 5-16 及び図 5-17 に示します。過年度に取得した資産、今後新規に取得予定の資産いずれにおいても、管きょ、土木施設、電気施設及び機械設備ごとに耐用年数を設定し、年度ごとに費用を算定しています。

表 5-16　減価償却費の見通し【公共下水道事業】

単位：千円

項目		2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)	2035 (R17)	2036 (R18)
減価償却費	過年度	1,092,156	1,156,228	1,120,920	1,078,119	1,033,967	990,627	973,986	954,016	932,046	916,256
	新規	13,573	36,572	52,964	98,894	145,226	161,156	179,048	206,563	231,675	265,052
	合計	1,105,729	1,192,800	1,173,884	1,177,013	1,179,193	1,151,783	1,153,034	1,160,579	1,163,721	1,181,308

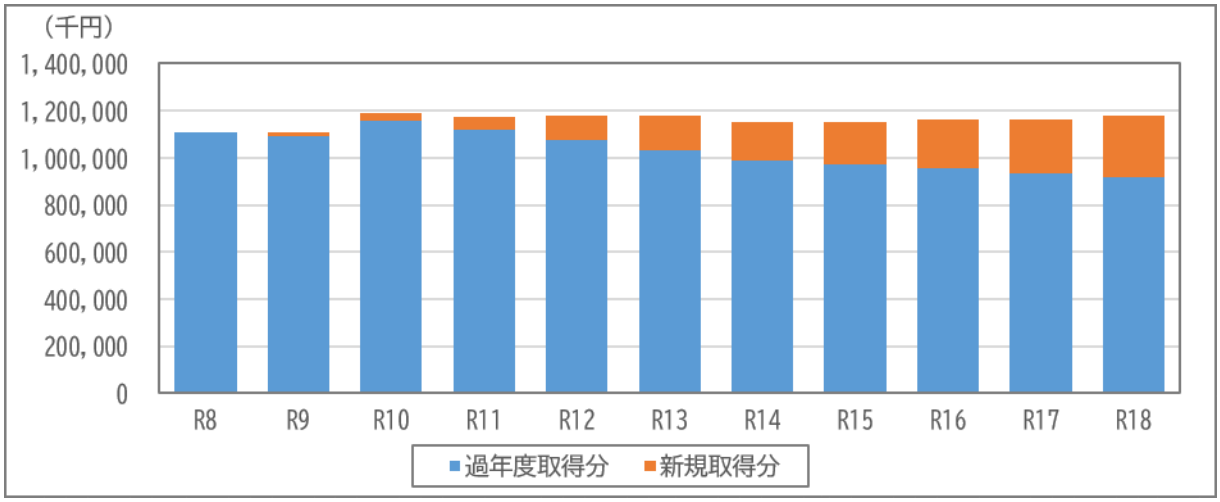


図 5-17　減価償却費の見通し【公共下水道事業】

b) 農業集落排水事業

1) 職員給与費

本市では、公共下水道事業に従事する職員が農業集落排水事業を兼務しているため、農業集落排水事業の職員給与費は 0 とします。

2) 動力費、薬品費

動力費及び薬品費を表 5-17 及び図 5-18 に示します。公共下水道事業と同様、令和 3 年度～令和 7 年度における単価（処理水量 1 ㎥当たりの費用）の平均値に処理水量を乗じて算定しています。

表 5-17　動力費及び薬品費の見通し【農業集落排水事業】

単位：千円

項目	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)	2035 (R17)	2036 (R18)
動力費	861	876	893	909	927	938	951	963	976	984
薬品費	37	38	38	39	40	40	41	41	42	42
合計	898	914	931	948	967	978	992	1,004	1,018	1,026

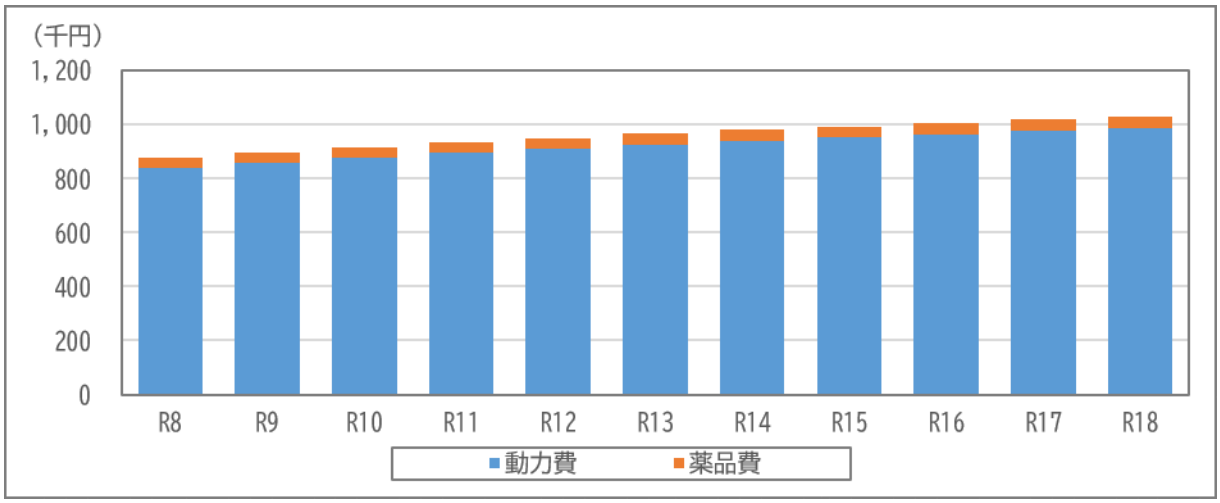


図 5-18　動力費及び薬品費の見通し【農業集落排水事業】

3) その他経費

その他経費を表 5-18 及び図 5-19 に示します。公共下水道事業と同様、基本的には令和 3 年度～令和 7 年度の 5 か年平均値に将来の費用上昇率（＋4.5%／年）を乗じた費用を見込んでいます（修繕費以外）。

表 5-18　その他経費の見通し【農業集落排水事業】

単位：千円

項目	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)	2035 (R17)	2036 (R18)
修繕費	1,000	1,300	1,612	1,612	1,612	1,612	1,612	1,612	1,612	1,612
委託費	3,516	3,538	3,966	4,123	4,280	4,437	4,595	4,752	4,909	5,066
その他	215	223	233	242	251	260	270	279	288	297
合計	4,731	5,061	5,811	5,977	6,143	6,309	6,477	6,643	6,809	6,975

※近年の物価・人件費等の高騰を踏まえた費用上昇率（維持管理費：+4.5%／年）を見込んでいます。

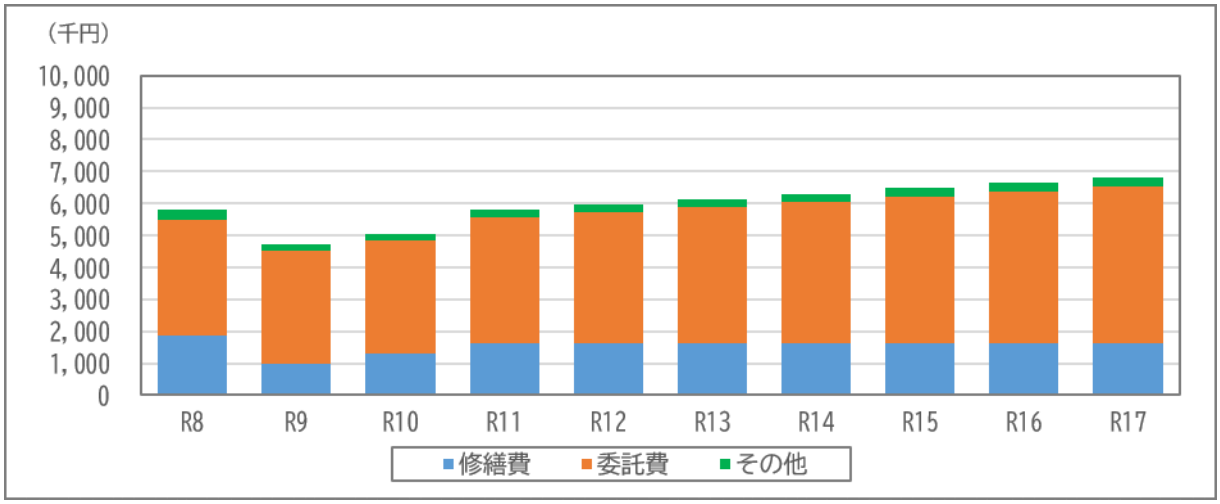


図 5-19　その他経費の見通し【農業集落排水事業】

4) 減価償却費

減価償却費を表 5-19 及び図 5-20 に示します。公共下水道事業と同様に管きょ、土木施設、電気設備及び機械設備ごとに耐用年数を設定し、年度ごとに費用を算定しています。なお、農業集落排水事業においては、今後建設改良に係る支出は生じない見込みであるため、新規取得資産分の減価償却費は 0 としています。

表 5-19　減価償却費の見通し【農業集落排水事業】

単位：千円

項目		2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)	2035 (R17)	2036 (R18)
減価償却費	過年度	6,720	6,720	6,720	6,720	6,655	6,479	6,479	6,479	6,479	6,479
	新規	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	合計	6,720	6,720	6,720	6,720	6,655	6,479	6,479	6,479	6,479	6,479

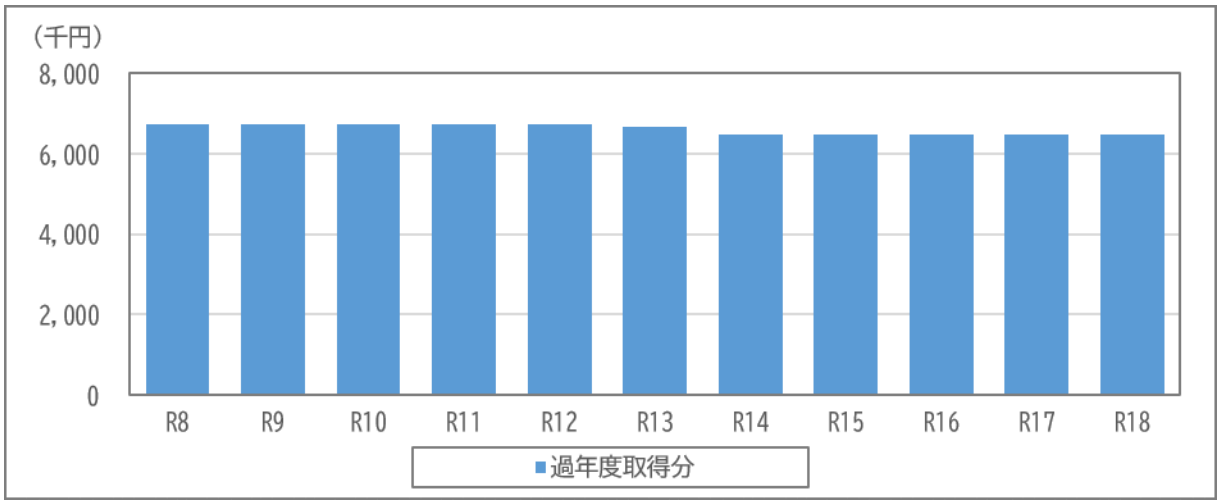


図 5-20　減価償却費の見通し【農業集落排水事業】

5.4　財政収支の予測

a）公共下水道事業

表 5-20　投資・財政計画（収益的収支：公共下水道事業）

○公共下水道事業（収益的収支）　　（単位：千円）

区分			年度	令和7年度（決算）	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度
収益的収支	収益的収入	1. 営業収益 (A)		893,417	964,822	804,453	800,561	796,764	792,998	789,332	785,489	781,407	776,955	772,842	768,575
		(1) 料金収入		727,837	800,480	714,761	711,339	707,940	704,542	701,155	697,780	694,428	691,088	687,748	684,432
		(2) 雨水処理負担金		165,410	164,266	89,570	89,100	88,702	88,334	88,055	87,587	86,857	85,745	84,972	84,021
		(3) 受託工事収益 (B)		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		(4) その他		170	76	122	122	122	122	122	122	122	122	122	122
		2. 営業外収益		1,152,229	1,146,375	1,203,344	1,295,234	1,286,867	1,285,335	1,312,063	1,270,795	1,278,379	1,295,933	1,308,130	1,359,199
		(1) 受託工事収益		38,489	－	10,536	10,536	10,536	10,536	10,536	10,536	10,536	10,536	10,536	10,536
		(2) 補助金		571,936	605,045	654,265	656,723	664,128	666,000	691,865	671,792	678,776	689,272	698,596	738,383
			国庫補助金	10,000	20,850	36,053	40,330	49,373	37,760	57,575	40,640	42,080	43,520	44,960	68,150
			他会計補助金	584,195	618,212	616,393	614,755	628,240	634,290	631,152	636,696	645,752	653,636	670,233	687,530
		(3) 長期前受金戻入		541,108	540,766	537,979	627,411	611,639	608,235	609,098	587,903	588,503	595,561	598,434	609,716
		(4) その他		696	564	564	564	564	564	564	564	564	564	564	564
		収入計 (C)		2,045,646	2,111,197	2,007,797	2,095,795	2,083,631	2,078,333	2,101,395	2,056,284	2,059,786	2,072,888	2,080,972	2,127,774
	収益的支出	1. 営業費用		1,765,888	1,917,777	1,812,641	1,917,672	1,936,672	1,936,382	1,997,979	1,956,034	1,979,480	2,009,196	2,034,486	2,117,700
		(1) 職員給与費		81,261	91,456	78,356	78,783	79,210	79,637	80,064	80,064	80,064	80,064	80,064	80,064
			基本給	44,300	46,397	43,118	43,545	43,972	44,399	44,826	44,826	44,826	44,826	44,826	44,826
			退職給付費	4,800	6,224	5,224	5,224	5,224	5,224	5,224	5,224	5,224	5,224	5,224	5,224
			その他補助金	32,161	38,835	30,014	30,014	30,014	30,014	30,014	30,014	30,014	30,014	30,014	30,014
		(2) 経費		585,618	719,820	628,556	646,089	683,578	679,732	738,722	724,187	746,382	768,553	790,701	856,328
			動力費	50,666	48,438	50,376	52,294	54,192	56,070	57,929	59,768	61,588	63,390	65,171	66,934
			修繕費	88,018	120,046	88,018	88,018	88,018	88,018	88,018	88,018	88,018	88,018	88,018	88,018
			材料費	920	1,262	861	898	936	972	1,009	1,046	1,084	1,121	1,158	1,195
			薬品費	8,868	8,225	8,554	8,880	9,202	9,521	9,837	10,149	10,458	10,764	11,067	11,366
			路面復旧費	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
			委託費	321,816	461,356	386,703	397,905	429,087	418,959	471,687	450,914	466,891	482,868	498,846	558,323
			その他	76,841	－	81,705	85,223	88,741	92,259	95,777	99,296	102,815	106,333	109,851	113,370
			受託工事費	38,489	80,493	12,339	12,871	13,402	13,933	14,465	14,996	15,528	16,059	16,590	17,122
		(3) 減価償却費		1,099,009	1,106,501	1,105,729	1,192,800	1,173,884	1,177,013	1,179,193	1,151,783	1,153,034	1,160,579	1,163,721	1,181,308
		2. 営業外費用		93,396	81,812	84,283	83,294	83,128	88,407	91,510	92,598	95,018	100,699	105,727	113,222
		(1) 支払利息		84,023	81,612	78,431	77,442	77,276	82,555	85,658	86,746	89,166	94,847	99,875	107,370
		(2) その他		9,373	200	5,852	5,852	5,852	5,852	5,852	5,852	5,852	5,852	5,852	5,852
		支出計 (D)		1,859,284	1,999,589	1,896,924	2,000,966	2,019,800	2,024,789	2,089,489	2,048,632	2,074,498	2,109,895	2,140,213	2,230,922
	経常損益 (C)－(D) (E)			186,362	111,608	110,873	94,829	63,831	53,544	11,906	7,652	△ 14,712	△ 37,007	△ 59,241	△ 103,148
特別利益 (F)				－	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
特別損失 (G)				55	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
特別損益 (F)－(G) (H)				△ 55	△ 198	△ 198	△ 198	△ 198	△ 198	△ 198	△ 198	△ 198	△ 198	△ 198	△ 198
当年度純利益（又は純損失） (E)+(H)				186,307	111,410	110,675	94,631	63,633	53,346	11,708	7,454	△ 14,910	△ 37,205	△ 59,439	△ 103,346
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)				382,883	364,163	474,838	569,469	633,102	686,448	698,156	705,610	690,700	653,495	594,056	490,710
流動資産 (J)				1,371,663	1,348,983	1,348,983	1,348,983	1,348,983	1,348,983	1,348,983	1,348,983	1,348,983	1,348,983	1,348,983	1,348,983
	うち未収金			170,331	184,049	184,049	184,049	184,049	184,049	184,049	184,049	184,049	184,049	184,049	184,049
流動負債 (K)				837,426	855,093	828,663	731,735	702,637	655,017	630,242	590,139	525,429	500,793	496,577	509,264
	うち建設改良費分			600,075	586,227	568,107	501,656	481,707	449,060	432,075	404,582	360,219	343,329	340,439	349,137
	うち一時借入金			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	うち未払金			224,568	254,919	260,556	230,079	220,930	205,957	198,167	185,557	165,210	157,464	156,138	160,127
累積欠損金比率 (I)÷((A)-)×100)				－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (L)				－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
営業収益－受託工事収益 (M)				893,417	964,822	804,453	800,561	796,764	792,998	789,332	785,489	781,407	776,955	772,842	768,575
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M)×100)				－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)				－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)				－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)				－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)/(P)×100)				－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

表 5-21　投資・財政計画（資本的収支：公共下水道事業）

○公共下水道事業（資本的収支）　　（単位：千円）

区分 ＼ 年度			令和7年度（決算）	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度
資本的収入	資本的収入	1. 企業債	269,500	324,900	266,704	268,401	438,799	352,912	282,860	308,072	404,153	383,544	469,027	446,240
		うち資本費平準化債	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		2. 他会計出資金	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		3. 他会計補助金	97,560	79,541	58,231	52,303	47,587	41,826	35,341	32,688	33,080	32,450	31,565	31,381
		4. 他会計負担金	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		5. 他会計借入金	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		6. 国（都道府県）補助金	120,260	159,050	137,273	157,633	329,290	286,340	150,607	172,027	282,852	252,800	356,368	318,240
		7. 固定資産売却代金	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		8. 工事負担金	5,621	10,927	5,175	5,350	5,525	5,700	5,875	6,050	6,225	6,400	6,575	6,750
		9. その他	－	－	－	－	－	414,400	223,215	219,281	201,328	195,549	201,943	221,422
		計 (A)	492,941	574,419	467,383	483,687	821,201	1,101,178	697,898	738,118	927,638	870,743	1,065,478	1,024,033
		(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		純計 (A)－(B) (C)	492,941	574,419	467,383	483,687	821,201	1,101,178	697,898	738,118	927,638	870,743	1,065,478	1,024,033
資本的支出	資本的支出	1. 建設改良費	512,479	737,229	891,439	871,605	1,494,060	1,598,654	921,160	984,843	1,235,784	1,192,753	1,410,512	1,362,065
		うち職員給与費	43,515	53,139	46,529	46,990	47,450	47,911	48,371	48,371	48,371	48,371	48,371	48,371
		2. 企業債償還金	620,730	600,076	581,528	513,507	493,087	459,669	442,283	414,140	368,729	351,440	348,481	357,384
		3. 他会計長期借入返還金	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		4. 他会計への支出金	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		5. その他	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		計 (D)	1,133,209	1,337,305	1,472,967	1,385,112	1,987,147	2,058,323	1,363,443	1,398,983	1,604,513	1,544,193	1,758,993	1,719,449
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)－(C) (E)			640,268	762,886	1,005,584	901,425	1,165,946	957,145	665,545	660,865	676,875	673,450	693,515	695,416
補填財源	1. 損益勘定留保資金		559,139	565,735	567,750	565,389	562,245	568,778	570,095	563,880	564,531	565,018	565,287	571,592
	2. 利益剰余金処分額		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	3. 繰越工事資金		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	4. 積立金取りくずし額		50,935	130,130	356,794	256,799	467,877	243,035	11,708	7,454	－	－	－	－
	5. その他		30,194	67,021	81,040	79,237	135,824	145,332	83,742	89,531	112,344	108,432	128,228	123,824
	計 (F)		640,268	762,886	1,005,584	901,425	1,165,946	957,145	665,545	660,865	676,875	673,450	693,515	695,416
補填財源不足額 (E)－(F)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
他会計借入金残高 (G)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
企業債残高 (H)			－	5,775,777	5,460,953	5,215,847	5,161,559	5,054,802	4,895,379	4,789,311	4,824,735	4,856,839	4,977,385	5,066,241

○他会計繰入金　　（単位：千円）

区分 ＼ 年度		令和7年度（決算）	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度
収益的収支分		561,936	584,195	618,212	616,393	614,755	628,240	634,290	631,152	636,696	645,752	653,636	670,233
	うち基準内繰入金	176,192	584,195	618,212	616,393	614,755	628,240	634,290	631,152	636,696	645,752	653,636	670,233
	うち基準外繰入金	385,744	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
資本的収支分		97,560	79,541	58,231	52,303	47,587	456,226	258,556	251,969	234,408	227,999	233,508	252,803
	うち基準内繰入金	97,560	79,541	58,231	52,303	47,587	41,826	35,341	32,688	33,080	32,450	31,565	31,381
	うち基準外繰入金	－	－	－	－	－	414,400	223,215	219,281	201,328	195,549	201,943	221,422
合計		659,496	663,736	676,443	668,696	662,342	1,084,466	892,846	883,121	871,104	873,751	887,144	923,036

b）農業集落排水事業

表 5-22　投資・財政計画（収益的収支：農業集落排水事業）

○農業集落排水事業（収益的収支）　　（単位：千円）

区分	年度	令和7年度（決算）	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度
収益的収支 収益的収入	1. 営業収益 (A)	2,591	2,348	2,303	2,236	2,191	2,147	2,102	2,057	2,012	1,968	1,945	1,901
	(1) 料金収入	2,591	2,348	2,303	2,236	2,191	2,147	2,102	2,057	2,012	1,968	1,945	1,901
	(2) 雨水処理負担金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(3) 受託工事収益 (B)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(4) その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	2. 営業外収益	12,067	11,959	11,867	11,796	11,753	11,728	11,620	11,337	11,337	11,337	11,337	11,337
	(1) 受託工事収益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(2) 補助金	7,062	6,957	6,862	6,791	6,748	6,723	6,655	6,479	6,479	6,479	6,479	6,479
	国庫補助金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	他会計補助金	7,062	6,957	6,862	6,791	6,748	6,723	6,655	6,479	6,479	6,479	6,479	6,479
	(3) 長期前受金戻入	4,997	4,996	4,999	4,999	4,999	4,999	4,959	4,852	4,852	4,852	4,852	4,852
	(4) その他	8	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
	収入計 (C)	14,658	14,307	14,170	14,032	13,944	13,875	13,722	13,394	13,349	13,305	13,282	13,238
	1. 営業費用	10,398	13,417	12,350	12,691	13,460	13,643	13,760	13,764	13,945	14,121	14,309	14,483
	(1) 職員給与費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	基本給	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	退職給付費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他補助金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(2) 経費	3,678	6,696	5,630	5,971	6,740	6,923	7,105	7,285	7,466	7,642	7,830	8,004
	動力費	953	841	862	873	891	907	922	936	948	958	979	987
	修繕費	1,612	1,869	1,000	1,300	1,612	1,612	1,612	1,612	1,612	1,612	1,612	1,612
	材料費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	薬品費	31	36	37	37	38	39	40	40	41	41	42	42
	路面復旧費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	委託費	838	3,633	3,516	3,538	3,966	4,123	4,280	4,437	4,595	4,752	4,909	5,066
	その他	244	317	215	223	233	242	251	260	270	279	288	297
	受託工事費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(3) 減価償却費	6,720	6,721	6,720	6,720	6,720	6,720	6,655	6,479	6,479	6,479	6,479	6,479
	2. 営業外費用	489	246	178	107	64	39	36	36	36	36	36	36
	(1) 支払利息	340	236	142	71	28	3	-	-	-	-	-	-
	(2) その他	149	10	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36
	支出計 (D)	10,887	13,663	12,528	12,798	13,524	13,682	13,796	13,800	13,981	14,157	14,345	14,519
	経常損益 (C)－(D) (E)	3,771	644	1,642	1,234	420	193	△ 74	△ 406	△ 632	△ 852	△ 1,063	△ 1,281
特別利益 (F)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特別損失 (G)		-	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
特別損益 (F)－(G) (H)		-	△ 10	△ 10	△ 10	△ 10	△ 10	△ 10	△ 10	△ 10	△ 10	△ 10	△ 10
当年度純利益（又は純損失） (E)+(H)		3,771	634	1,632	1,224	410	183	△ 84	△ 416	△ 642	△ 862	△ 1,073	△ 1,291
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)		9,595	10,229	2,396	838	1,248	1,431	1,347	931	289	△ 573	△ 1,646	△ 2,937
流動資産 (J)		12,720	11,053	11,053	11,053	11,053	11,053	11,053	11,053	11,053	11,053	11,053	11,053
うち未収金		261	849	849	849	849	849	849	849	849	849	849	849
流動負債 (K)		5,109	4,746	3,902	2,425	1,549	331	331	331	331	331	331	331
うち建設改良費分		5,006	3,716	3,055	1,899	1,213	259	259	259	259	259	259	259
うち一時借入金		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
うち未払金		103	1,030	847	526	336	72	72	72	72	72	72	72
累積欠損金比率 (I)÷((A)-)×100)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (L)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
営業収益－受託工事収益 (M)		2,591	2,348	2,303	2,236	2,191	2,147	2,102	2,057	2,012	1,968	1,945	1,901
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M)×100)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)/(P)×100)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表 5-23　投資・財政計画（資本的収支：農業集落排水事業）

○農業集落排水事業（資本的収支）　　（単位：千円）

区分＼年度			令和7年度（決算）	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度
資本的収入	資本的収入	1. 企業債	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		うち資本費平準化債	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		2. 他会計出資金	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		3. 他会計補助金	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		4. 他会計負担金	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		5. 他会計借入金	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		6. 国（都道府県）補助金	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		7. 固定資産売却代金	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		8. 工事負担金	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		9. その他	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		計 (A)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		純計 (A)－(B) (C)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
収支	資本的支出	1. 建設改良費	－	408	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		うち職員給与費	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		2. 企業債償還金	5,408	5,007	4,117	2,559	1,635	349	－	－	－	－	－	－
		3. 他会計長期借入返還金	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		4. 他会計への支出金	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		5. その他	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		計 (D)	5,408	5,415	4,117	2,559	1,635	349	－	－	－	－	－	－
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)－(C) (E)			5,408	5,415	4,117	2,559	1,635	349	－	－	－	－	－	－
補填財源		1. 損益勘定留保資金	1,723	1,725	1,721	1,721	1,635	349	－	－	－	－	－	－
		2. 利益剰余金処分額	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		3. 繰越工事資金	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		4. 積立金取りくずし額	3,685	3,690	2,396	838	－	－	－	－	－	－	－	－
		5. その他	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		計 (F)	5,408	5,415	4,117	2,559	1,635	349	－	－	－	－	－	－
補填財源不足額 (E)－(F)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
他会計借入金残高 (G)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
企業債残高 (H)			－	8,660	4,543	1,984	349	－	－	－	－	－	－	－

○他会計繰入金　　（単位：千円）

区分＼年度		令和7年度（決算）	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度
収益的収支分		7,062	6,957	6,862	6,791	6,748	6,723	6,655	6,479	6,479	6,479	6,479	6,479
	うち基準内繰入金	2,063	6,957	6,862	6,791	6,748	6,723	6,655	6,479	6,479	6,479	6,479	6,479
	うち基準外繰入金	4,999	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
資本的収支分		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	うち基準内繰入金	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	うち基準外繰入金	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
合計		7,062	6,957	6,862	6,791	6,748	6,723	6,655	6,479	6,479	6,479	6,479	6,479

第6章　今後の取組

6.1　下水道計画区域の見直し

下水道事業の持続的な事業運営のため、下水道計画区域の見直しを検討します。

6.2　使用料の改定

本市では令和 11 年度に使用料の改定を予定していますが、それ以降も引き続き適正な使用料の在り方を検討し、少なくとも 5 年に 1 回の頻度で外部の有識者を含めて、使用料の改定の必要性について検証します。

6.3　広域化・共同化

令和 4 年度に静岡県が策定した「静岡県生活排水処理広域化・共同化」の中で、維持管理や事務の広域化・共同化について検討しており、今後も静岡県及び近隣自治体と協議を進めます。

また、現在星山浄化センターと衛生プラントとの処理の共同化に係る検討を進めているところであり、引き続き共同化の実現に向けて取り組んでいきます。

6.4　「水の官民連携（ウォーターPPP）」導入の検討

管路及び星山浄化センターの現在の運転管理業務に加え、運転管理に必要となる物品の調達管理、機器の保守、修繕及び更新も併せて委託する「水の官民連携（ウォーターPPP）」の導入を検討します。

6.5　資産の活用

a）下水道資源の活用

下水汚泥などを利用した再生エネルギー化について、引き続き調査・研究を進めます。

b）未利用地の活用

星山浄化センターの増設用地について、活用方法を検討します。

6.6　投資以外の経費

a）動力費

引き続き機器などの更新時には、消費電力の少ない省エネルギー型のものを導入します。また、既存の運転方法を見直すことにより、動力費の削減に努めます。

b）修繕費

ストックマネジメント計画に基づき、長期的な視点で下水道施設の老朽化対策を実施するとともに、通常の維持管理において点検・調査を行い、予防保全を行うことで修繕費の削減に努めます。

第7章　経営戦略の事後検証・更新に関する事項

本経営戦略の進捗状況確認の際には、図 7-1 に示す PDCA サイクルの考え方に基づいたフォローアップを行い、経営指標を用いて達成状況を確認します。また、計画と実績に乖離が生じた場合には、その原因を分析し、必要に応じて見直しまたは改善検討を行います。

7.1　経営戦略の事後検証

毎年度、投資・財政計画における計画値と実績値の乖離を確認し、乖離が大きい場合には原因を調査・分析するとともに、次回改定に向けての課題として整理します。特に、営業収益において大きな割合を占める下水道使用料、将来投資に係る建設改良費について重点的に検証を行います。また、経営指標を用いた分析により、経営状況を把握し、必要に応じて新たな目標を設定するなど、今後の取り組みの方向性を確認します。

7.2　経営戦略の更新

概ね 5 年を目途に計画の見直しを行うものとし、計画値と実績値に大きな乖離があった場合には改定します。

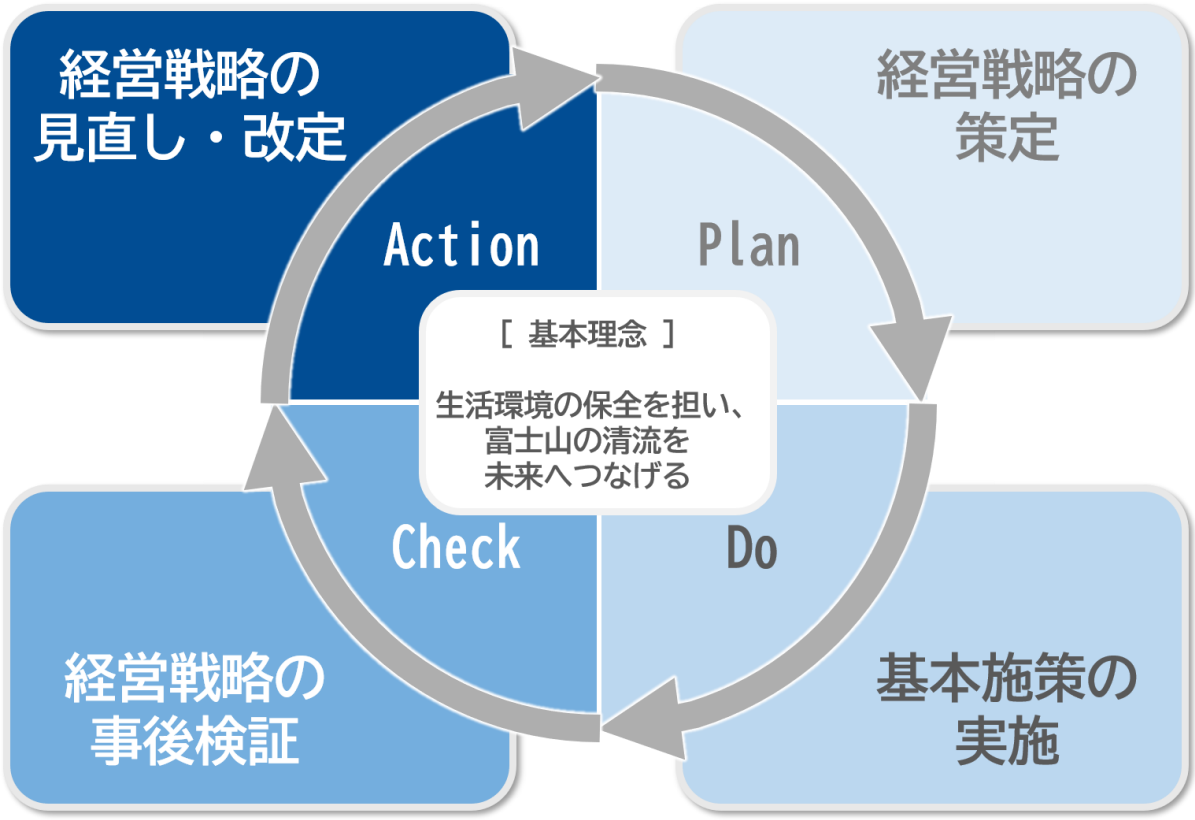


図 7-1　経営戦略の事後検証・更新のイメージ

第8章　経費回収率向上のためのロードマップ

国土交通省より発出された「社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件等の運用について」（国水下事第 56 号令和 2 年 3 月 31 日）及び「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進についての留意事項」（国土交通省事務連絡　令和 2 年 7 月 22 日）に基づき、本経営戦略計画期間における経費回収率向上に向けて、「8.1 経費回収率の向上」～「8.3 有収率の維持」に示す 3 つの指標及び目標値を設定します。

8.1　経費回収率の向上

公共下水道事業における令和 7 年度時点の経費回収率は 70.4%となっており、近年は、ほぼ横ばいで推移していますが、類似団体平均と比較して低い水準にあります。

汚水処理原価の低減や使用料収入の確保により、経費回収率の向上に努めます。

表 8-1　経費回収率の目標値

経費回収率の向上	実績 2025（R7）	目標値 2036（R18）
適正な使用料収入を確保するとともに、汚水処理費を低減させる	70.4%	100.0%

8.2　水洗化率の向上

公共下水道事業における令和 7 年度末時点の水洗化率は 89.4%となっており、近年は、ほぼ横ばいで推移していますが、類似団体平均と比較して低い水準にあります。

水洗化率の向上は、下水道使用料の増収につながりますので、公共下水道へ接続していただけるよう、戸別訪問などを通じて啓発活動を行い、水洗化率の向上に努めます。

表 8-2　水洗化率の目標値

水洗化率の向上	実績 2025（R7）	目標値 2036（R18）
戸別訪問などによる啓発活動を実施する	89.4%	91.6%

8.3　有収率の維持

下水道管きょは地下に埋設されているため、地下水の侵入や降雨時にはマンホールの隙間などから、雨水が侵入することが想定されています。しかしながら、施設の老朽化や温暖化の影響による豪雨などの影響により、不明水量が増加しており、不明水対策が全国的な課題となっています。

本市公共下水道事業も例外ではなく、令和 7 年度における処理水量に対する有収水量の割合（有収率）は 75.7%となっており、残りの 24.3%は不明水であると考えられます。

そのため、マンホールの修繕や管きょの点検・調査を引き続き実施するとともに、「修繕・改築計画」に基づく効果的な管きょの改築を実施して不明水を減少させ、有収率の向上により薬品費などの汚水処理費の削減に努めます。ただし、本市では地下水位の変動が大きく、図 8-1 に示すとおり年度によって有収率（不明水率）に大きなばらつきがあることから、当面は「有収率を維持していく」ことを目標とします。なお、有収水量の算定方法は P30 のとおりであり、1 人当たりの有収水量を令和 3 年度～令和 7 年度の 5 か年平均（112 ㎥／人・年）で固定としています。

表 8-3　有収率の目標値

有収率の維持	実績 2025（R7）	目標値 2036（R18）
管きょの修繕・改築により有収率を維持する （処理水量に対する有収水量の割合を維持する）	75.7%	74.8%

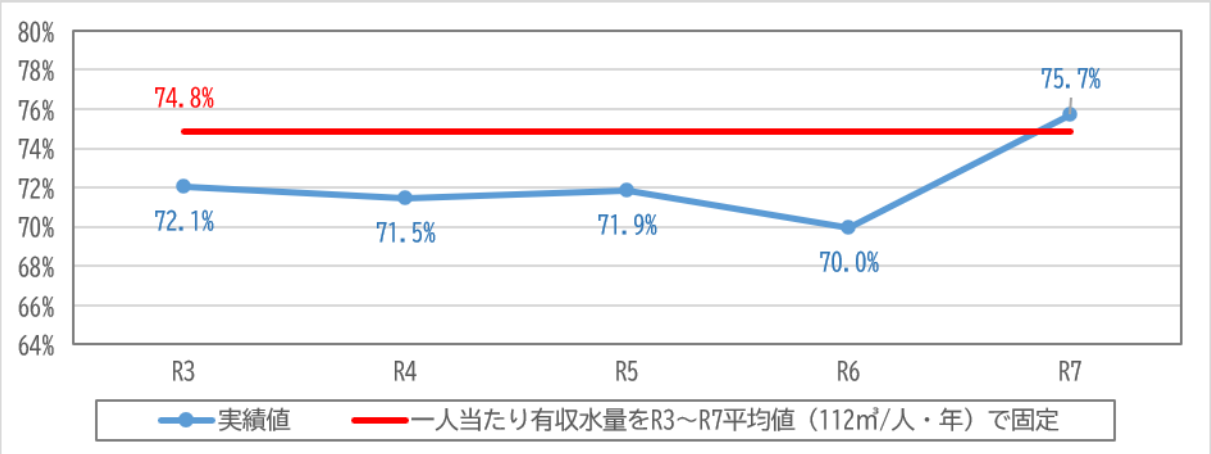


図 8-1　有収率（実績）の推移

8.4　ロードマップ

下水道事業を健全に運営していくには、下水道使用料で使用料対象経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく「独立採算制」が原則となります。そのためには、適正な使用料を設定する必要があります。

そのため、経営戦略期間中における経費回収率向上に向けた下水道使用料の改定等を検討・実施するロードマップを表 8-4 及び表 8-5 に示します。なお、本ロードマップは、国土交通省より発出された「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進についての留意事項」（国土交通省事務連絡　令和 2 年 7 月 22 日）に基づき作成したものです。

表 8-4　本経営戦略計画期間における検討方針

年度	内容
令和8年度	経営戦略の改定・上下水道事業運営審議会の設置
令和9年度	下水道使用料の見直しの検討
令和10年度	下水道使用料の見直しの検討
令和11年度	検討結果を踏まえた下水道使用料の改定
令和12年度	下水道使用料の効果検証・経営戦略の見直しの検討
令和13年度	経営戦略の見直し
令和14年度	下水道使用料の見直しの検討
令和15年度	下水道使用料の見直しの検討
令和16年度	（必要に応じて）検討結果を踏まえた下水道使用料の改定
令和17年度	下水道使用料の効果検証・経営戦略の見直しの検討
令和18年度	経営戦略の見直し

表 8-5　ロードマップ

項目	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)	2035 (R17)	2036 (R18)
経営戦略 計画期間												
経営戦略の 評価・見直し												
使用料見直しの 必要性検討												
使用料改定 ※必要に応じて												
使用料改定の 効果検証												

第9章　用語説明

用　語	用　語　説　明
★あ行	
一般会計 ▶ P. 12, 20, 44, 47	教育・福祉や道路・公園の整備など、主に市の基本的な行政サービスを行う会計です。
一般会計繰入金 ▶ P. 34, 44	下水道事業の建設費、維持管理費等に充てるために一般会計から下水道事業へ繰り入れられる資金のことです。
雨水管路 ▶ P. 37, 39	市街地に降った雨を、河川等の公共用水域まで移送するための管路施設です。
雨水処理負担金 ▶ P. 55, 57	一般会計繰入金のうち、雨水処理に係る維持管理費、企業債利息及び減価償却費の合計額となります。
汚水管路 ▶ P. 36, 38	一般家庭、商業施設及び工場等から排出されるし尿及び雑排水を星山浄化センターまで移送するための管路施設です。
汚水処理施設整備構想 （アクションプラン） ▶ P. 2, 26, 38	10 年程度で各種汚水処理施設（下水道、農業集落排水等）の整備をおおむね完了させることを目標に、整備手法および処理区域などを定めたものです。
汚水処理費 ▶ P. 62	汚水処理に係る経費のことで、汚水管きょ、ポンプ場及び処理場の維持管理費に加え、汚水処理に係る借入金利子及び減価償却費の総計となります。
★か行	
企業債 ▶ P. 12, 13, 19, 21, 45, 48	建設改良費の財源として、国や地方公共団体金融機構などから借り入れる長期借入金のことです。
強靭化 ▶ P. 35, 37	地震や津波、台風などの自然災害に強い国づくり・地域づくりを目指す取組のことです。
行政区域内人口 ▶ P. 6, 26	富士宮市の人口です。
経営指標 ▶ P. 10, 60	経営の健全性・効率性及び老朽化の状況を示す経常収支比率、経費回収率及び管きょ老朽化率の状況などです。
経営戦略 ▶ P. 1, 2, 26, 60, 61	公営企業が住民生活に重要なサービスの提供を安定的に継続していくための、中長期的な基本計画のことです。
下水道事業継続計画 （BCP；Business Continuity Plan）　▶ P. 37	災害や事故などで被害を受けても優先度の高い業務の中断を回避、もしくは中断されたとしても早期に復旧するための計画のことをいいます。
減価償却費 ▶ P. 12, 20, 51, 54	固定資産の取得にかかった費用の全額をその年の費用とせず、法定耐用年数に応じて配分し、金額を費用計上するものです。

用　語	用　語　説　明
建設改良費 ▶ P. 38, 43, 45, 46, 60	下水道に係る施設の建設および更新に要する費用のことであり、国庫補助金、企業債、受益者負担金、一般会計からの繰入金を財源としています。
公営企業会計 ▶ P. 1	地方公営企業法で適用される会計方式のことです。官公庁会計は、現金の収支に基づく経理に対して、公営企業会計は、その年度の事業活動に係るもの(収益的収支)と翌年度以降の事業活動の基 になるもの(資本的収支)とに区分して経理することにより、経営成績や財政状態を明らかにする会計方式です。
公共下水道区域内人口 ▶ P. 26	公共下水道整備区域内の人口を指します。
公共下水道使用料 ▶ P. 44	公共下水道事業において、維持管理費等の経費に充てるため使用者から徴収する使用料です。
公共用水域 ▶ P. 1, 3, 35	水質汚濁防止法によって定められる、公共利用のための水域や水路のことを指します。河川、湖沼、港湾、沿岸海域、公共溝渠、かんがい用水路、その他公共の用に供される水域や水路です。
工事負担金 ▶ P. 56, 58	下水道が整備された区域の方から建設費の一部を負担していただく受益者負担金です。
更新 ▶ P. 1, 34, 35, 36, 38, 40, 44, 59	施設全部の再建設あるいは取替えを行うことです。
国庫補助金 ▶ P. 46	建設改良費に対して、国が一部負担する補助事業に対する助成金のことです。
★さ行	
事業計画区域 ▶ P. 3, 38	全体計画区域のうち、概ね 5 年から 10 年の間で整備を行う予定の区域です。現在の富士宮市は令和 5 年度から令和 12 年度までを事業計画として定めています。
資本勘定職員 ▶ P. 42	建設改良等の資本的支出（設備の建設・改築・更新など）に従事し、給与が予算の資本支出に計上される職員のことです。
資本的収支 ▶ P. 56, 58	企業の将来の経営活動に備えて行う建設改良および建設改良にかかる企業債償還金などの支出と、その財源となる収入のことをいいます。
収益的収支 ▶ P. 55, 57	経営活動に伴い発生する全ての収益と、それに対応する全ての費用のことをいいます。
水洗化人口 ▶ P. 30, 31	公共下水道整備区域内において、下水道に接続している人口をいいます。
水洗化率　▶ P. 14, 22, 23, 28, 29, 30, 31, 34, 36, 61	公共下水道整備区域内において、下水道に接続している人口の割合です。

用　語	用　語　説　明
ストックマネジメント計画 ▶ P. 2, 34, 36, 38, 40, 59	下水道施設全体を対象に、点検・調査等によって状態を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、点検・調査、修繕・改築を一体的に捉えて下水道施設を計画的かつ効率的に管理する計画です。
全体計画区域 ▶ P. 3, 14	公共下水道事業において、整備計画区域として定めたものです。
損益勘定職員 ▶ P. 49	営業活動や維持管理業務に従事するため、給与が予算の収益的支出に計上される職員のことです。
損益勘定留保資金 ▶ P. 56, 58	当年度収益的収支における、減価償却費や資産減耗費などの現金支出を必要としない費用の計上により留保される資金です。当該年度に欠損金が見込まれる場合は、これに相当する額を控除した範囲内でしか補填財源として使用できません。
★た行	
第 6 次富士宮市総合計画 ▶ P. 2, 26, 35	これからのまちづくりの指針で、市が目指すまちづくりの方向性やそれを実現するための施策などを定める市の最上位計画です。第 6 次富士宮市総合計画は、令和 8 年度から令和 17 年度の 10 年間を計画期間としています。
他会計出資金 ▶ P. 56, 58	一般会計繰入金のうち、元金償還分などとして負担される経費のことです。
他会計負担金 ▶ P. 56, 58	一般会計繰入金のうち、公費として負担される経費のことです。
長期前受金戻入 ▶ P. 55, 57	固定資産取得のために交付された補助金などについて、減価償却見合い分を収益化する費用です。
積立金取りくずし ▶ P. 56, 58	過去に企業の内部留保や目的別の備えとして純資産の部に積み立てていたお金（任意積立金など）を、目的に合わせて使用したり、繰越利益剰余金に戻したりする会計処理のことです。
独立採算 ▶ P. 44, 47, 63	下水道事業における使用料収入で下水道事業運営のための経費を賄うべきであるという考え方のことです。
★な行	
農業集落排水区域内人口 ▶ P. 27	農業集落排水処理施設整備区域内の人口を指します。
農業集落排水処理施設 ▶ P. 1, 5, 8, 9, 36, 47	上長貫地区の農業用用排水路の水質汚濁の防止や生活環境の向上などを目的に、し尿や生活雑排水などの汚水を収集するための管路施設や、汚水を処理するための汚水処理施設です。
農業集落排水処理施設最適整備構想 ▶ P. 2, 36, 43	「農業集落排水施設におけるストックマネジメントの手引き」を基に、施設の劣化状況を調べる「機能診断調査」及びその結果に基づき施設機能を保全するために必要な対策方法等を策定するものです。

用　語	用　語　説　明
農業集落排水処理施設使用料　▶ P.8,47	農業集落排水事業において、維持管理費等の経費に充てるため使用者から徴収する使用料です。
★は行	
PDCA サイクル ▶ P.1,60	PDCA は Plan（計画）、Do（実行）、Check（検証）、Action（改善）の頭文字の略称です。PDCA を繰り返すことにより下水道事業経営を改善していきます。
不明水　▶ P.15,62	下水道管路に流れ込む地下水や雨水などです。
法定耐用年数 ▶ P.17,25	固定資産を減価償却する際の、地方公営企業法施行規則で規定された年 数です。例えば、土木施設は 50 年、ポンプ設備は 20 年とされており、下水道施設ごとに設定されていますが、施設を安全に使用できる年数とは異なります。
補填財源 ▶ P.56,58	資本的収支では、財源不足を埋めるために充てられる減価償却費などの内部留保資金、収益的収支の純利益などのことをいいます。
★や行	
有収水量 ▶ P.10,11,15,18,23,30,31,34,62	下水処理場で処理した汚水のうち、下水道使用料の徴収対象となる水量のことです。
★ら行	
利益剰余金処分額 ▶ P.56,58	利益剰余金は公営企業の活動によって得た利益のうち、企業内に留保している額のことです。利益剰余金を、補填財源として充当する額を、利益剰余金処分額といいます。
流動資産 ▶ P.55,57	1 年以内に現金化できる資産のことであり、下水道事業の場合は、現金預金や未収金が該当します。
流動負債 ▶ P.55,57	原則として、1 年以内に返済しなければならない債務のことで、翌年度に支払う借入金の元金や未払金が該当します。
ロードマップ ▶ P.61,63	経費回収率の向上に向けた収支構造の適正化に係る具体的取組及び実施予定時期を記載したものです。

富士宮市下水道事業経営戦略

富士宮市水道部下水道課
〒418-8601　静岡県富士宮市弓沢町 150 番地
TEL：0544-22-1172
FAX：0544-22-1208
E-mail：w-gesui@city.fujinomiya.lg.jp

令和〇年〇月発行

富士宮市デザインマンホール



「さくやちゃん」



「にじます」



「逆さ富士」